

令和7年第3回鬼北町議会定例会

令和7年9月12日（金曜日）

○議事日程

令和7年9月12日午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

日程第6 議案第42号 鬼北町多世代交流施設設置条例の制定について

日程第7 議案第43号 北宇和高等学校教育寮設置条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第44号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第45号 鬼北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第46号 鬼北町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第47号 鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第48号 工事変更請負契約（鬼北町立認定こども園ゆづっこ改築工事（建築工事））の締結について

日程第13 議案第49号 鬼北町道路線の廃止について

日程第14 議案第50号 鬼北町道路線の認定について

日程第15 議案第51号 令和6年度鬼北町一般会計決算の認定について

日程第16 議案第52号 令和6年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について

日程第17 議案第53号 令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第18 議案第54号 令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認

定について

- 日程第 19 議案第 55 号 令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 56 号 令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 57 号 令和 6 年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 22 議案第 58 号 令和 6 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 59 号 令和 6 年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 24 議案第 60 号 令和 7 年度鬼北町一般会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 25 議案第 61 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 26 議案第 62 号 令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 27 議案第 63 号 令和 7 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 28 質問第 2 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるごとについて
- 日程第 29 議員の派遣について
- 日程第 30 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 31 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 32 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 33 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 34 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 42 号 鬼北町多世代交流施設設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 43 号 北宇和高等学校教育寮設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 44 号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例及び鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第45号 鬼北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第46号 鬼北町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第47号 鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第48号 工事変更請負契約（鬼北町立認定こども園ゆづっこ改築工事（建築工事））の締結について

日程第13 議案第49号 鬼北町道路線の廃止について

日程第14 議案第50号 鬼北町道路線の認定について

○出席議員（12名）

1番 長尾慶太	2番 入田伸介
3番 大川正展	4番 今城喜久生
5番 兵頭稔	6番 中山定則
7番 末廣啓	8番 井上博
9番 程内覺	10番 松浦司
11番 山本博士	12番 芝照雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺美枝 書記都 浩明

○説明のため出席した者

町長 兵頭誠亀	副町長 松本幸男
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 東英範	町民生活課長 山本雄大
保健介護課長 谷口美穂	環境保全課長 東明彦

農林課長 奥藤幸利 建設課長 佐子司
水道課長 二宮洋之 日吉支所長 山本万里
会計管理者 稲屋浩明 教育長 行定洋嗣
教育課長 佐々木健次 農業委員会会长 谷口雄記

○議長（芝 照雄君）

改めて皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第3回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めて、おはようございます。

令和7年第3回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。

9月に入りましても暑い日が続いております。議員各位、町民の皆様、体調を崩されませんようにお祈りをいたします。

本日も予土線維持存続に向けた啓発について、御配慮いただきましてありがとうございます。

まず、9月6日、新聞に報道されました有害鳥獣処理施設の案件につきまして、町民の皆様に御不安、そして御心配をおかけしておりますことに対して、深くおわびを申し上げます。

議員全員協議会で申し上げましたとおり、鳥獣害対策の面については、途切れなくしっかりと運営していきたいと考えております。ペットフードの分野については新しい委託先が早期に決定できるよう努力してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、国政では石破総理の退陣が報道されるなど、政局の行方が混迷しております。ただ、地方行政においては住民サービスが滞ることがあってはならず、各分野の詳細な国の政策において、これまで以上に注視してまいる所存でございますので、議員各位におかれましては年度後半の町政に対しまして、変わらぬ御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会には、条例の制定1件、条例の改正5件、工事変更・請負契約の締結1件、町道路線の廃止及び認定、令和6年度決算認定案件として、一般会計、特別会計及び企業会計合わせて9件、令和7年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算3件、諮問案件1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、令和7年第3回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、9番、程内覺議員、10番、松浦司議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの8日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月19日までの8日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、農業委員会、農林課、企画振興課、建設課、町民生活課、保健介護課、環境保全課及び水道課の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和7年5月分、6月分及び7月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定に基づき、令和6年度鬼北町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についての監査委員審査意見書写しの提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、一般社団法人鬼北町農業公社から、経営状況を説明する資料として、令和6

年度事業及び決算並びに令和7年度事業計画及び予算に関する報告書が提出されましたので、配付しております。

次に、さきの定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙、議長諸般の報告をお手元にお配りしておりますので、お目通し願います。

なお、重要事項としまして、9月7日宇和島市大浦の宇和島港ふ頭をメイン会場として、大雨と南海トラフ地震による複合災害を想定した令和7年度愛媛県総合防災訓練が県内外104機関、約6,300人が参加して実施され、副議長と共に訓練を参観いたしました。

次に、8月8日、愛媛県町村議会議長会主催による第1回町議会議員研修会に議員を派遣したので、総務産業建設常任委員会委員長から報告を受けます。

○総務産業建設常任委員長（井上 博君）

それでは皆さん、おはようございます。

令和7年度第1回町議会議員研修会の報告をいたします。

令和7年8月8日、松山市で開催されました愛媛県町村議会議長会主催の令和7年度第1回町議会議員研修会に参加しましたので、研修報告をいたします。

今回の研修は、まず、議会が行うべき予算・決算審議についてを、一般社団法人地方公共団体政策支援機構上席研究員、渡辺太樹氏、次に自治体議員のコンプライアンスについて、弁護士、帖佐直美氏の二つの講演がありました。

一つ目の講演は、予算・決算審議において本来の議会がやるべきことは、住みやすくなつた、住み続けたい、戻ってきたいと思えるまちにするなどの目的は明確であつたか、そのための手段としての政策予算配分に整合性は取れているか、政策の成果、決算は想定どおりだったのかを検証することである。

そのために重要な財政を捉える三つの着眼点、一つ目は構造を知る、二つ目は視点を定める、三つ目は問い合わせを立てるとの説明があった。三つ目の問い合わせを立てるの説明は、予算の目的は何か、予算をつけた成果は、それは達成したのか、成果とコストは見合っているか、それだけのコストをかけるべきか、施策を続ける根拠は、変えなくていいのか、やめなくていいのか、もっとやったほうがいいのかであった。

当議会での予算審議、決算審査を改善するに当たって活用すべき内容であった。

二つ目の講演は、自治体議員のコンプライアンスの演題であった。

まず、議員に求められるコンプライアンスは、選挙で選ばれて公職に就いてということは、良識の人であると住民が認めた人だということ。選ばれた人、良識の人としての自覚、住民の規範として行動することが期待されている。法令を守ることはもち

ろん、社会人として道徳や倫理観も大切な指針となる。

次に、職場での注意点、議場の外での注意点、ハラスメントについての説明があつた。議場での注意点の講演は、地方自治法第132条、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない。日本国憲法第51条、国会議員は議院で行った演説、討論または表決について院外で責任を問われない。ところが、地方議会については免責特権を憲法上保障していると解すべき根拠はないとの最高裁の判決が出ている、との内容であった。

議場の外での注意点の講演は、著作権法、プライバシー権、肖像権、SNSを利用する際に気をつけるべきことの内容であった。

ハラスメントについての講演は、ハラスメントは優越した地位や立場を利用した嫌がらせで相手を傷つけるだけではなく、議員自身、ひいては議会全体の社会的信用を大きく損ねる行為であるとの内容であった。それぞれの問題に例を挙げて説明をされた。

議員は常に町民に見られているということを強く意識し、公職にある者として、常に高い倫理観と責任感を持って行動すべきだということを改めて認識する必要があると感じました。

二つの公演とも、今後の議会活動に生かせる有意義な研修でありました。

以上、研修報告をいたします。総務産業建設常任委員長、井上博。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めております。

なお、監査委員から欠席をする旨、届出を受けておりますので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。

お手元の町長行政報告では、6月議会定例会以降の行動状況を提示しております。

6月22日、大洲市で開催された令和7年度愛媛県植樹祭に参加いたしました。これは、天皇皇后両陛下をお招きして開催される、第76回全国植樹祭の1年前記念イベントとして開催されました。

来年の全国植樹祭、愛媛県での開催は昭和41年以来、60年ぶりの開催となります。愛媛県及び関係団体では、県内啓発の一環としてぐるっと植栽えひめを企画し、その全国植樹祭のシンボルマーク的存在であります木製地球儀が県下20市町で巡回、お披露目されることになりました。

8月25日、鬼北町においてその木製地球儀の引渡し式が開催され、南予地方局長から地球儀をお預かりいたしました。9月3日まで本庁玄関に展示し、次のイベント地、松野町に送ったところであります。

来年の全国植樹祭当日は、鬼北町は県内3か所に置かれますサテライトステージに指定されており、町内サテライト会場において、大型スクリーンで植樹祭の模様を御覧いただけすることになっております。

御理解いただき、御参加いただきますようお願い申し上げます。啓発の観点からも申し上げました。

9月3日、監査委員から、令和6年度決算に係る審査意見書等の提出を受けました。指示事項として、一般会計、特別会計、企業会計において、収入未済となっている件について、未収金の早期回収と長期未収金の発生防止に努める旨、指導がありました。

そして、当町が進めてきた大型プロジェクトの成形物がそれぞれ完了しつつある、これから第二、第三の価値を加えることで、鬼北町の資産として活用されなければならない。住民の福祉向上のため、全庁一体となって各課連携し、機能的アプローチを行い、そして、面的な戦略ストーリーを描くとともに、住民や利用者からの情報を適宜収集・評価し、情報を発信しながら継続してP D C Aサイクルを回して、成形物の価値を高められたい。

別件、さらに軽微なミスを見逃さないガバナンスと内部統制の土台を築き、その土台の上に施策を展開し、住民みんなの心がつながり、支え合う地域づくりに期待すると御指導、御提言をいただいたところであります。

多様化する住民ニーズをいかに多く施策として具現化できるか、目的と手段をしつかり認識しながら事業を推進しなければならないと再認識したところであります。毎年のことではありますが、改めて監査委員の御指摘に感謝いたしております。

同じく9月3日、鬼北町中央公民館3階で南予地域の愛顔でトークが開催されました

たので、参加いたしました。これは県知事が地域に出かけ、地域の方々と気軽に意見交換を行うものであります。鬼北町での開催は、コロナ禍もあり平成30年以来7年ぶりとなりました。

宇和島市、愛南町、松野町、鬼北町で様々なまちづくり活動を展開している方々、9名が参加されました。傍聴者も40人を超えていました。地元議員さんも数名御参加いただきおりました。なりわいとまちづくり活動を通して、抱えている悩みを1人ずつ発表し、知事が丁寧に対応されました。

鬼北町関連では、川上り駅伝で楽しみながらも苦労した思い出、源吉兆庵の誘致において、地元議会に反対され、業者への再度交渉に知事自ら岡山へ出向き、頭を下げて誘致を完了したことが記憶として残っていると述べられました。

直近では、二つのそうめん流しの来場者が増加している模様で大変うれしい。また、北宇和高校の県外入学者が増加しており、波及効果として、地域が盛り上げる県立高校の全国募集は、今後、宇和島市、愛南町にも広がる可能性があり、愛媛の魅力を県・市町、協力して発信しなければならないと述べられました。

続けて、何かをしようと思ったら、必ずできない理由、否定する理由を考える人がいるが、どうしたらできるかを考えないと未来は開けない。前向きにまちづくりを捉えて、地域で頑張ってほしいと述べられました。傍聴者の方からも大変実のある会であったと感想がありました。

昼間のトークイベントは傍聴し、後の懇親会は開催町の鬼北町参加者のみで行われるということで、商工会関係者、まちづくり大使、近永・日吉で活動を続ける地域おこし協力隊の方々と共に、知事と懇親を深めました。

長くなりましたがもう一つ。この夏、商工会青年部、女性部の皆さんから御提案をいただきました。

青年部からは、鬼北町啓発映画「鬼ベラシ」を地元鬼北町で上映したいとのことでした。当初、私も考えておりましたが、映画配給会社との兼ね合いで大変難しいとの見解でしたが、青年部役員の皆さんのが関係者に強く訴え、1日だけですが、青年部主催で秋に上映を予定しております。

女性部では、毎年でちこんかで御披露するキジ鍋2,500食が大変人気がある現実から、イベントだけではもったいないということで、全国に売り出してはどうかとのアイデアで、町内業者さんと打合せを重ね、さらに商工会上部の支援も考慮に入れ、現在、販売・参画に向けて準備とのことであります。

コロナ禍で意氣消沈しがちな地方において、行政主導ではなく自らの団体・チーム

で町を盛り上げようとする思い、心意気は、自分自身が行動することによって生きがい、喜びに変わっていくかもしれないと、可能性にも期待するところであります。本当にありがとうございました、まちづくりを進めるため、私自身の糧になった気がいたしました。その思いを大切にしていきたいと思います。

その他、事業・会議について省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、大川正展議員、長尾慶太議員、兵頭稔議員、今城喜久生議員、井上博議員、中山定則議員、入田伸介議員、以上の7名から質問の通告がありました。これを順番に発言を許可します。

まず、3番、大川正展議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

大川議員は、質問席へ移動してください。

○3番（大川正展君）

議席番号3番、大川正展。先の通告どおり質問をさせていただきます。

質問1、枝折れ・倒木について。

質問要旨、枝折れや落下倒木は道路上の車両の通行に支障を來し、河川・水路の流水をせき止め、水害の原因にもつながります。最悪の場合は人身事故のおそれもあります。

私有地に生育している竹木等は所有者の管理物で、所有者が賠償責任を問われますが、公園、道などで人身事故が発生した場合はその管理者も賠償責任を問われたという判決もあります。

このような危険木についてどのような対策をしているのか問います。

（1）伐採、枝の剪定及び倒木の処理にはクレーン車等が必要となり、費用が大額となります。町の補助金はあるのか。また、上限は幾らまであるのか。

（2）所有者が不明の場合は、町はどのような対策をするのか。

（3）神社等のいわゆる御神木ですが、高齢木のため弱っている枝も重量があり、危険な状態も見えますが、剪定ができない場合は看板等の設置ができないのか。

（4）郵便局と道路パトロール等の協定をしていると聞いたことがあります。現

在、どのように活用されているのかを問います。

質問相手の町長、お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、大川正展議員の1番目の枝折れ・倒木についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の伐採、枝の剪定及び倒木の処理にはクレーン車等が必要となり、費用が大変高額となるが町の補助金はあるのか、上限額は幾らまでなのかとの御質問であります。

樹木の適正な管理については、ホームページや回覧でお知らせいたしておりますとおり、所有者の義務であり、所有権は土地所有者にありますので、現在のところ鬼北町では補助は行っておりません。

次に、2点目の所有者が不明の場合は町はどのような対策をするのかとの御質問でありますが、町道において、所有者不明で危険な場合や緊急性がある場合には、建設課において伐採・撤去をしております。

次に、3点目の神社等のいわゆる御神木ですが、高齢木のため弱っている枝も重量があり、危険な状態も見ますが、剪定ができない場合は看板等の設置ができないのかとの御質問でありますが、町道に越境している御神木でありましても他の案件と同様に取扱いをいたしており、管理者の方へ対応をお願いしているところでありますので、特別に看板を設置することは現在のところ考えておりません。

次に、4点目の郵便局と道路パトロール等を協定していると聞いたことがあるが、現在どのような活用をされているのかとの御質問であります。

日本郵便株式会社では、地域の活性化や課題解決を目的に、全国各自治体との包括連携協定をはじめとした各種協定の締結推進に取り組まれ、愛媛県では、県及び18市町が日本郵便株式会社と包括連携協定を締結しているところであります。

当町につきましては、令和3年3月2日に日本郵便株式会社と包括連携協定を締結し、福祉や環境、防災、まちづくりなど多岐にわたる分野での連携を図るものとしており、具体的には、独居高齢者等への声かけによる安否確認、道路損傷や損害箇所、倒木等の情報提供、カーブミラー・ガードレール、防犯灯、街路灯の損傷情報、不法投棄の情報提供など、日々の郵便事業において連携できる内容としております。

今後も、この協定に基づき、日本郵便株式会社との総合協定により安心・安全な暮

らしの維持・継続に向けた取組を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で大川正展議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○3番（大川正展君）

今ほど、町のほうでは補助金等はないと言われたのですが、大変、私が回っていると、本当にのり面上のところに松枯れとか、全てではなくて、人身事故につながるのではないかというところがありますので、その辺を何とかしていただけたらと思います。

それと、高齢木の神社等に看板というのは、よく水路とか危険な箇所に。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、（1）だけ。

○3番（大川正展君）

そのほうは何とか、本当に今、クレーン車等が雇つたらかなり、人身事故につながるのかなというところだけでも何とか、補助金のほうで、町のほうにも対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

この点についてお願いします。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、お願いしますではなくて、質問をしてください。

○3番（大川正展君）

どう考えているか、ちょっとすみません、お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長のほうから答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、鬼北町内に町道が270キロ、総延長がございます。そこで全ての危険木を管理するのはちょっと難しいことがありますので、そういう危険な木を見かけたときには通報いただいて、そこで処理を考えたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、よろしいですか。

○3番（大川正展君）

この判例というのが、熊本のほうの市道について、人身事故が発生して、所有者にももちろん賠償責任が問われて、市道だったために、5,000万ですか、市のほうにも判例で損害賠償のほうを受けたんです。そういう判例もあるので、ぜひともできるだけ早く対応のほうをお願いしたいので、よろしくお願ひします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が話しましたとおり、個別の部分で、その所有者の方の状況というのも加味しなければならないのではありますけども、補助というものについては、補助金を出しますと、例えば私の家で私の所有の木があったときには、補助金を出せばそれでやるのかというようなところで、全町一斉にそのような補助対象となるということは、今の県下の中でもそういうところはない。その考え方については議員さんも御理解いただきたいなと。

ただ、それぞれの案件について事情というものがあり、それについて考慮するべき点は幾分あるのかなという点は私も承知しておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、よろしいですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは大川議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○3番（大川正展君）

先日からうちの地域でも、ちょっと所有者が分からない場合があったのです。先ほど言った、本当に所有者不明なところは町としては対応できるのかということもお聞きしたいと思いますが、お願ひします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど申しましたとおり、緊急性がある場合というものについては対応しておるところなのですけれども、詳しいところを建設課長のほうから答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、町道通行上支障がある支障木についての処理は建設課のほうで行うようにしております。

危険木につきましては、その危険がどの程度の危険かというのの判断がちょっと難しくなりますので、支障がある場合については建設課のほうで伐採するというような処理を行っておりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは大川議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○3番（大川正展君）

この高齢木の看板ということですが、よく水路なんかとか、そういう池とか、そういうところに危険という看板、赤いのを見かけるのですが、そういうものでも、頭上注意とかあります。そういう大きな設置ではなくて、本当によく子どもが遊ぶような場所でも危険と書かれておるところはあるので、そういうのでも設置ができないかをお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど言わされました池ですよね。ああいうものについては、例えば、私は吉波ですけれども、地元の愛護班のほうで看板を立てるとかいうことをやっていただくとか、何でもかんでも行政ではなしに、それぞれの地域、または御神木の場合は社寺、総代さんのほうでお考えいただくのも一つの手ではないかなと。それが今の現実と私は思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、再質問はありますか。いいですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは大川議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○ 3番（大川正展君）

ここに郵便局と書いたのは、私は正直言って先ほど言った、もっと防災マップ等に郵便局と協定して、そこに危険な箇所を載せることができないだろうかということを考えてあったので、もう少し郵便局員さんが、やっぱりバイクで町内を一番回っていると思うので、そういう危険箇所をもっと連携をよくして、防災マップに載せることができないかと思ったので、その防災マップ、そういう考えを町のほうで、質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの情報について防災マップへというお話ですが、現状、県のほうで策定されております危険箇所等で作成しておりますので、今後、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

○ 3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了します。

それでは、大川議員、質問2について質問を行ってください。

○ 3番（大川正展君）

質問2、身体障害者用の駐車場について。

誰もが安心・快適に過ごせるまちづくりを目指すとありますが、障害者の人は車の乗り入れ等にどうしても時間がかかります。雨の日はしづぶぬれになり、本当に大変です。障害者用駐車場には屋根が必要だと強く思いますが、次について問う。

（1）公共施設の障害者用駐車場に屋根を設けることができないのか。

（2）今後、建て替え予定の道の駅等は車椅子の人、その付添いの人も傘を差すことができないので、入り口まで屋根を設けるなどの身体障害者目線の設計を考えているのかを問います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、大川正展議員の2番目の身体障害者用駐車場についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の公共施設の障害者用駐車場に屋根を設けることはできないかとの御質問であります。

現在、役場の障害者用駐車スペースにつきましては、本庁舎前に2か所、保健センター前に1か所、町民会館前に1か所設けておりますが、いずれも屋根は設置しておりず、雨天時の御利用は御不便をおかけしているところでございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法では、障害者用駐車スペースへの屋根の設置は義務基準には含まれておりませんが、悪天候時における移動の円滑化に貢献することから、前向きに検討してまいりたいと考えております。

役場駐車場につきましては、荷物搬入や健康診断に係る大型車両の利用もあることから、限られたスペースの中で安全を確保しながら、どのような形で屋根の設置が可能か検討してまいります。また、北宇和病院につきましても、現在のところ屋根付きの駐車スペースはございませんが、今年度9月から病院に向かって右手の一番病院寄りの障害者用駐車スペースに太陽光パネルを設置するために、カーポートを新設する予定しております。入り口までの通路につきましては、バスや救急車が通る敷地内道路を横切る必要があるため、道路への屋根の設置は困難であることから、どのような方法があるか、現在、慎重に検討してまいりたいと思っております。

今後もバリアフリー新法の趣旨にのっとり、高齢者や障害者の方が安全にかつ負担なく移動できるよう継続的な改善を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、2点目の、今後、建て替え予定の道の駅等は車椅子の人、その付添いの人も傘を差すことができないので、入り口まで屋根を設けるなどの身体障害者目線の設計を考えているのかとの御質問でありますが、改修を予定している広見森の三角ぼうしにつきましては、現在、改修の基本的な方針を決定する委員会の立ち上げ準備をしているところでありますと、具体的な内容については、今後、決定してまいりますが、駐車場に限らず、可能な限り身体障害者に配慮した改修を行いたいと考えておりますので御理解をいただきますようお願ひいたします。

以上で大川正展議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○ 3 番（大川正展君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、続きまして質問 2、（2）について再質問はありますか。

○ 3 番（大川正展君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で大川議員の一般質問を終了します。

次に、1 番、長尾慶太議員の一般質問を一問一答方式で行います。

長尾議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから 60 分の予定です。

長尾議員、質問 1 について質問を行ってください。

○ 1 番（長尾慶太君）

議席番号 1 番、長尾慶太です。通告のとおり、私から 2 件一般質問を行います。

議長のお許しをいただきましたので、質問 1、草刈り作業における廃棄草処理と担い手負担軽減に関する町の支援についてお伺いいたします。

町内の小中学校では地域と連携した P T A 奉仕活動が定期的に行われ、学校や周辺環境の美化に大きく貢献しております。また、多くの地区でも、道路沿いや用水路、周辺の草刈り作業が継続的に実施されております。しかし、P T A 活動では毎年、廃棄草処理が課題となっており、一部は近隣の山林所有者の厚意により堆積場所を提供していただいております。これは個人の善意に依存しており、恒久的な方法ではないと思います。

加えて、地域活動では参加者の高齢化が進み、平均年齢が 70 代に近づく地域もあります。体力的な限界や熱中症リスクが顕在化し、休憩時間の増加や作業時間の長期化、早朝からの高温による危険性も高まっています。こうした中、現行体制の維持には限界があります。住民や P T A の精神的・身体的な負担が増しています。

そこで、町として以下の点について見解と今後の対応をお伺いします。

（1）各活動の現状把握。

（2）廃棄草の集積・処理や資源化の支援。

（3）作業支援派遣などの負担軽減策について、答弁をお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、長尾慶太議員の1番目の、草刈り作業における廃棄草処理と担い手負担軽減に関する町の支援についての御質問にお答えをいたします。

1点目の各活動の現状把握についての御質問であります、町内の小学校におきましては、PTA会員の皆様をはじめ地域の方々の御協力により、年間2回から3回程度の草刈り等の作業が実施されております。中学校におきましても、同様に年間1回程度の作業が行われ、学校や周辺地域の環境美化に大きく貢献いただいております。

これらの活動は、景観の維持のみならず、児童生徒の安全確保や地域との交流促進にもつながり、地域全体の教育環境づくりにおいて重要な役割を果たしております。また、地域活動におきましては、広見川等をきれいにする統一清掃があり、地域の方々の御協力により、昭和57年から実施し、現在は7月の第1日曜日を統一清掃日といったしております。

活動の内容については、活動後に提出いただく作業実施報告書から、実施日、実施場所、参加人数、作業内容、実施距離等、組名・団体名を確認しております。

当該活動は河川浄化や住みよい生活環境の維持、またコミュニティ形成にもつながっているものと考えております。

次に、2点目の廃棄草の集積、処理や資源化（堆肥化、バイオマス利用等）の支援についての御質問でありますが、廃棄草について、現時点では町による集積・処理・資源化の支援予定はございませんが、集められた草を堆肥化、土づくりなどに有効利用するため、発酵促進効果のあるえひめAI-1を利用していただければと思います。なお、えひめAI-1を御利用の際には、独特の臭いがございますので、御近所に御理解をいただくなど、御配慮をお願いいたします。

次に、3点目の作業支援員派遣などの負担軽減策についての御質問ですが、現状では人的・財政的な制約により、町がPTAの奉仕活動、また地域活動に直接作業支援員を派遣することは困難な状況でございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、少子化に伴うPTA会員数の減少や御協力いただいている地域の皆様の高齢化、さらに近年の熱中症リスクの高まりは懸念されるところでございます。PTA奉仕作業はPTA主催の活動でありますので、各学校単位のPTAの会合において、必要に応じて実施時期や作業時間、作業内容などを御検討いただくよう、各学校に設置されている単位PTA事務局に対し、教育委員会から依頼、通知することにいたします。

広見川等をきれいにする統一清掃についても、町から各区長へ統一清掃日の御協力

を依頼しておりますが、一部の自治会では時期や作業時間、作業範囲等を各自治会の実情に合わせて実施いただいております。

今後も体調管理に留意され、無理のない範囲で御協力をいただければと思っております。

以上で、長尾慶太議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

現状把握の部分で御答弁いただいたと思うのですが、現状、その地域の負担が、年々負担が重くなっていることが、声が上がっておりまます。

先ほどの答弁の中では、小学校、中学校の報告と河川清掃の報告だったかなと思うのですが、他の地区でもやはり草刈りというのは、作業はしております。そういうところの事実上のアンケートであったり、現地視察というところはなされる予定はないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

議員は今、アンケートと言われましたけれども、今、御協力をお願いしている段階でアンケートを取れば、それはやりたくないと言われる方がいっぱいいらっしゃると私は想像するわけですよ。

行政としてコミュニティをつくっていくのに、全部を御意向といいますか、各組、それから区の御厚意をしっかりと受け止めながら行政を進めていく上で、それを行政のほうからアンケートを取って、それが適當か、適當でないかというふうなアンケートを取ったら、それは今までの御協力というものを無にする結果になると私は思うんです。

頭を下げて、御協力をお願いします、それで町の美化、地域の美化を守っていきましょうというふうな問い合わせをしているときに、そのようなアンケートというのは、一議員さんとして、そのようなお考えで行政を進めるということは、私はいかがなものかと思うわけであります。

何とか協力をしていただくというふうな気持ちで、各地域、議員さんも入っていただいて、多分、泉小学校でやられたと思いますけれども、お願いしたいなと。

特に泉小学校の場合には、いいですかね、泉小学校のお話をしても。特に泉小学校の場合には近くに山がないものですから、難しいだろうなと私は思います。好藤のほうでは山になっているものですから、自分のところの小学校のところにちょうど捨て

る場所があるというところで、その御負担というのは各小学校で違うと思いますので、そこら辺りは教育委員会のほうとしても、多分、危惧せないかんところだと思います。

その独特の難しい面というものについては、また一緒になって相談をさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

アンケートの件については御指摘のとおりだと思うのですけれど、やはり、やっぱり健康であったり、そういった問題点というのはやはり顕在化しています。そういうところの声を聞くという場はどのように行政は持つべきなのかというところについてお聞きしたかったのですけれど、その点についてはどういうお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

小中学校については、PTAが中心となって始まったものであると私は承知しております。行政のほうからやってくれと言ったことではないのではないか。

ただ、私は好藤なのですけれども、今年の6月の清掃作業は60人ぐらい出てもらっていました。それは各公民館のほうから老人クラブの方、または地域の活性化団体のほうに呼びかけてということだと思うのですけれども、自分の掃除をする場所も探さないといけないぐらい。それが、先ほど答弁でお話をしました、地域コミュニティの活性化ということにつながるのではないかなど。それは地域、地域でそれぞれの課題がありますので、うまくいくときと、また年度によってはそうではないときがあるかもしれません。そこら辺りの繰り返しなのですけれども、本当に今はPTAの方々、地域の方々が何とかやってやろうと、自分のところの学校の愛校心というものを持ってやっていただいていることを、私は感謝をしておるところでございます。

行政のほうからいろいろと指示をするべきものではないと私は思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員よろしいですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、長尾議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

廃棄草の処理なのですけれど、各家庭では環境管理課のほうからコンポストとかの補助金が出ているかと思います。

小学校のその堆積、廃棄草の処理に関しても、やはり小学校の授業の一環で農業のほうを進めておりますので、そういったところのコンポストを導入して、そこの肥料を作つてみるというところから始めてみるのも一応、案なのかなと思うのですが、そういうお考えは行政側にはないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

今ほどの御質問ですが、一般家庭用には生ごみ処理機と合わせてコンポストの補助金がございます。

今ほど言われた廃棄草の処理にかかるコンポストの補助ですが、現時点ではそこまでは考えておりません。

廃棄草については、集積して、堆積して、そこに先ほど御案内したえひめA I - 1をかければ発酵促進に十分効果がありますので、途中でかき混ぜることは必要になつてきますが、それで対応していただいたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは続きまして、質問1、（3）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

作業支援の件なのですけれど、6月の定例会で兵頭議員が積雪の部分で、父野川の音地犬飼線の倒木の件を一般質問していただいているかと思うのですけれど、実際、その倒木をのけていただいて、行政側から、その後の用水路であつたり、土手だつたりの草刈りもされていたのかな、撤去されていただきました。

私もその地区に住んでいますので、実際に草刈りをするともう大分きれいに刈られていたので、今回、そういう作業がしやすかったというふうに、町民の方から御意見をいただいております。

そういうところで、やはり行政が介入できるところというのはやはりあると思うんですよね。それが今回、危険な倒木だったからというところもあると思うのですけ

れど、そういう行政側で定期的に管理というか、包括的なところというのはできるのかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

町道の定期的な管理の御質問だと思いますが、鬼北町内、年々、御高齢の方が多くなってきておりますので、なかなか今まで町道の管理を組とか、区のほうでやってはいただいてたのですが、なかなか今、できにくくなっている状況はこちらのほうも認識しております。

それで、どうしても通行に支障がある、そういう路線で対応ができないところがありましたら、要望書のほうを提出していただいたら、ここからこの区間がちょっと草刈りできにくいのでお願いしますというような形で出していただいたら、建設課の作業班のほうの空いたときに、手の空いたときに刈るようにはいたしますので、そこら辺をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については以上で終了します。

それでは、長尾議員、続きまして質問2について質問を行ってください。

○1番（長尾慶太君）

では、質問2、近永駅周辺賑わい創出プロジェクトと予土線の今後に関して質問いたします。

町は令和3年に実施したアンケート結果を根拠に、近永駅周辺の再開発を進めています。しかし、このアンケートが町民全体の総意をどの程度反映しているかについては疑問があります。さらに、予土線は営業係数が1,329円、年間約10億円の赤字を抱える、全国的に見ても採算性が極めて低い路線であり、その将来存続は不透明です。こうした状況下で、駅周辺に投資を行うことの整合性も問われます。

そこで、町として以下の点について見解と今後の対応をお伺いします。

(1) 近永駅周辺地域のアンケート結果をもって、町民全体の総意とみなすことの妥当性。

(2) 予土線の営業係数や赤字額を踏まえた将来的な存続可能性の評価。

(3) 駅周辺再開発計画策定に当たり実施した事前調査、費用対効果の試算、他地域事例との比較及び町民への開示状況について。

(4) 駅周辺再開発と予土線存続を一体どのように位置づけ、今後の判断方針をどのように定めるのかについて、答弁願います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、長尾慶太議員の、2番目の近永駅周辺賑わい創出プロジェクトと予土線の今後に関する御質問にお答えいたします。

まず、1点目の近永駅周辺地域のアンケート結果をもって、町民全体の総意とみなすことの妥当性についての御質問であります。

令和3年度に実施をいたしましたアンケート調査につきましては、近永駅周辺賑わい創出ビジョン実施計画の策定に伴い、地域の実情や地域の御意見を参考とするため、近永地域を対象に実施した意識調査であり、近永駅周辺の再開発・再整備の是非を問う調査ではございません。

したがって、アンケートの結果を町民全体の総意とみなす妥当性とのお尋ねであります、町といたしましてはそのような認識はございません。

また、JR近永駅周辺の再開発については、まちの将来像やまちづくりの理念を示し、町の最上位計画として平成28年に策定した第二次鬼北町長期総合計画において、主要な施策の一つとして位置づけており、本計画に基づく推進施策につきましては、毎年度、議会定例会や区長・組長会など、折に触れ、施政方針により御説明を申し上げてきたところであります。

御質問趣旨において、アンケート結果を根拠に近永駅周辺の再開発を進めているとの議員御認識と解されますが、町といたしましてはそのような認識はなく、基本計画に掲げる主要な施策の推進に努めているところであります。

次に、2点目の予土線の営業係数や赤字額を踏まえた将来的な存続可能性の評価についての御質問でありますが、議員も御承知のとおり、昨年公表された2023年度の線区別収支及び営業係数では、予土線における営業係数は1,329円、営業損益がマイナス9億9,200万円、また、JR四国全18路線のうち17路線が赤字決

算との公表結果であり、輸送需要の減少等により厳しい経営状況にあるものと推察しているところです。

現在、JR四国では2021年度から2025年度までを計画期間とする5か年推進計画を策定し、計画に基づき、持続可能な鉄道網の確立を図るため、利便性の向上、利用促進に取り組まれているところであります、また、当町も含め沿線自治体、愛媛県、高知県、民間団体や沿線高校など、JR四国、各自治体、関係団体が一体となり、利用促進に努めているところであります。

議員を含め、多くの方が予土線の未来について不安を抱かれるのは当然のことと考えますが、各関係団体が懸命に取り組まれている今において、公表された現状数値による安易な将来予測はもとより、鉄道事業主体でもない沿線自治体一長の想像、考察をもって御質問に回答させていただくことは、この場では適切ではないと考えております。

ただ、住民の御不安を質問されることはある意味当然であります、国会議員、愛媛県、県議会議員、民間団体、様々な方々が予土線維持・存続に向けたあらゆる活動を展開していただいている中であり、その事実を誰よりもよく知つておられる鬼北町議会議員のお立場として御理解いただきますようお願いする次第です。

首長としても、今後も引き続き予土線の利用促進に向け、関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の駅周辺再開発計画策定に当たり、実施した事前調査（来訪者数、利用者数の現状と将来予測）、そして費用対効果の試算、他地域事例との比較及び町民への開示状況についての御質問であります、まず、当町では駅周辺再開発計画という名称の計画は策定しておりませんので、御質問については、1点目でもお答えいたしました、近永駅周辺賑わい創出ビジョン・実施計画の策定についてお尋ねのものと思われますが、近永駅周辺賑わい創出ビジョン・実施計画につきましては、人流を生み出し、街中にぎわいを創出するとともに、長期総合計画に掲げる施策を推進することを目的に策定したところであります。

また、策定に当たっては、事前に実施した地域住民アンケートによる意識調査やワークショップによる御意見、近永駅周辺賑わい創出プロジェクトによる他地域施設の観察など、他地域事例等も参考にしたところです。

計画内容につきましては、先般、担当課が議会全員協議会において御説明したとおり、施設整備の検討やイベントの創出など、その多くは新たな事業展開を図るものとしており、策定時においては、予定事業による利用者数や来訪者数など、事前に調

査・参考とすべき実績等がなく、また、にぎわい創出による関係・交流人口の拡大により、企業誘致や新たな雇用産業の創出、ふるさと納税の拡大、移住者の獲得やそれに伴う労働力、担い手人材の確保のほか、まちづくりにおける様々な波及効果を狙った事業でもあると言えます。それら全ての行政効果を推測し、費用に換算することは困難であると考えております。

策定時においては費用対効果等の仮試算によらず、地区内人口や高校生徒数の推移、予土線利用者数や地区内空き家・空き店舗等の状況を踏まえ、事業効果による将来目標を定めるとともに、計画最終年度において事業効果の効率の検証、事業廃止や見直しによる事業効率の向上に努めることで、事業計画の推進を図ることとしたところです。

また、事業の実施状況等につきましては、広報や近永駅周辺賑わい創出プロジェクトにおけるワークショップ通信の回覧周知、鬼北町にぎわい塾やチカナガ夢シンポなど、様々な機会を捉え周知を図ってきたところですが、今後も幅広く丁寧な情報発信に努めてまいりたいと考えるところであります。

次に、4点目の駅周辺再開発と予土線存続を一体としてどのように位置づけ、今後の判断方針をどのように定めているのかについての御質問であります。JR近永駅周辺の再開発につきましては、第二次鬼北町長期総合計画における主要な施策の一つであり、また、周辺施設を拠点に、JR予土線の利用促進も含め、にぎわいを創出するための事業取組を示したものが、近永駅周辺賑わい創出ビジョン・実施計画でありますので、計画に掲げる各指標の達成率や事業強化を継続判断の材料とすることも一つであります。

また、国、県をはじめ各関係団体の動向に注視し、広い視野で各施策を総合的に判断することも重要だと考えておりますので、局所に捉われず適切な判断に努めるとともに、今後も関係機関との連携による予土線の利用促進事業の推進、計画における各推進施策や取組事業の推進、計画目標における達成率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、長尾慶太議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

この近永創出ビジョンアンケートに関して、このアンケートをもって、この創出ビジョンの、予土線のビジョンの計画を立てているわけではないということでしたが、

やはり町民の意見を聞くと、やはりそこまで町民に伝わっていないのかなというふうに私は思います。

なので、もう一回お聞きしますが、町民の総意とする根拠というのはどこにあるのかというところと、再確認の必要性はないのかというところを、再度お聞きいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきましたが、まず最初に、町民全体によく知れ渡っていない、伝わっていないという御指摘がございましたので、その点につきましては先ほどの答弁でもございましたが、もう少し丁寧に周知努力に努めていきたいと考えるところでございます。

町民の総意とする根拠というお話ではございますが、こちらも先ほど町長の答弁にございましたが、第二次長期総合計画において町がしっかりと進める推進施策として位置づけている部分について、地域の声、意見を聞くために実施したのがアンケート、意識調査でございますので、そういうものを策定の一根拠としたところもございますが、賑わい創出プロジェクトというものを平成元年度から実施をする中で、参加者の声、またそこに参加していただいた地域住民の声等もお聞きをする中で、当計画の策定に努めさせていただいたところでございます。

いずれにしましても、広く町民全体に、まだ近永駅周辺のプロジェクト、まちづくりについて、しっかりと御理解を図る努力というものができないのではないかというような御質問だと思いますので、その点につきましてはしっかりと今後は理解をいただくように努めてまいりたいと考えるところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

住民の説明会であったり、アンケートを取るのはまだ予定はされていないという答弁だったと思うのですけれど、やはり予土線の状況であったりというのはお示しした上で、住民の説明会を開くべきなのかなと思っております。

というのも、このアンケートを私も実際に見たことはないのですけれど、10年後に残したいものは何ですかと聞かれたら、私も感情的には予土線を残したいですよ。

残したいですよと言います。ただ、JRという民間企業、赤字で従業員を抱えているわけですから、そういったところに対して、予土線はなくなりましたという可能性もあります。

なので、そういったところをきちんと説明する、そういったところを説明していただいて、そういった住民説明会を開く予定があるのかというのを再度お聞きします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきました、住民の説明会等を開くつもりはないのかということでおざいますが、現在のところそういった予定は考えている部分はございません。

それで、まず質問の中身なのですが、予土線の存続については当然、町内の主要な交通インフラでございますので守っていく必要があると考えております。

近永駅周辺の街中の再整備・再開発につきましては、町内都市計画区域にある中心部の街中でもございますので、そこはしっかりと都市計画の推進ということで、長期総合計画の中に位置づけられておりますので、その二つを包括的・一体的に課題解決に向けて取り組んでいきたいとは考えておりますが、冒頭おっしゃられた、そこ二つを合わせた中で住民説明会等を開いてはどうかというような部分については、現在のところでは考えている部分はございません。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、よろしいですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは質問2、（2）について、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

先ほどの町長の答弁で、JR四国、また国・県に協議を図っているというような御答弁だったかなと思うのですけれど、実際そのJR・国・県からどういった回答をいただいているのかを、御答弁をお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

もう一回お願ひします。すみません、よく聞き取れなかつた。

○1番（長尾慶太君）

すいません。

先ほどの答弁では、JR四国であつたり、国・県と協議をしているというような御答弁があつたかなと思うのですが、そいつた、JR四国であつたり、協議している内容であつたり、回答というのはどういったものがあるのかというのをお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

JR存続に向けるというもの、要望書については、毎年毎年ではなく、以前に関係沿線自治体の首長と一緒に、私が町長就任当時に伺って要望書を提出しておると。

今年度、昨年度においては、御存じの高校生の通学時の便数の減というものについて、全く沿線自治体に協議がなかつたことに対してJR四国さんに要望したかったのですけれども、社長にはお会いできず、専務か常務が宇和島に来て説明をされたのですけれども、もう既に決まつたことだからということで、そういうふうな沿線自治体との協力関係ではおかしいのではないかということを、私と松野町長のほうで、国交省の鉄道局長に今の現状というものをお話ししに行つたと。

それについて、鉄道局長はもう既にJR四国の中の予土線の状況について把握をされておつて、この駅にはこういうようなことがありますねとかいうような話がありまして、そのような協議についてはしっかりとしていくように私のほうからも進言をしておきます、という話をいただきました。

以上です。そういう活動をいたしております。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、よろしいですか。

○1番（長尾慶太君）

継続しての協議はよろしくお願ひいたします。

仮に、この予土線が廃止となつた場合の交通網であつたりとかは、行政、つまりリスクシナリオというのはどこまで考えられているのかなというのを御答弁願います。

○町長（兵頭誠亀君）

私も第2期目に当選したときに、今のようなリスクというものを考えるべきなのかなというところで、ある国会議員に相談しに行ったのですけれども、町長さんよと、国会議員、愛媛県、高知県がこれほど頑張つてゐる中で、地元の自治体の首長がそん

なことを相談してどうするぞというふうな言い方をしていただきました。もう私も本当に、そこでは申し訳ないというふうに。

要は、先ほど答弁で話しましたように、現在そのようなことを、上部団体についても、国ほうについても全く考えていないわけですよ。鉄道局長も、現在そういうことをJR四国さんは考えておられないでしょうというふうに言っていただきました。

ただ、リスクというものがいるわけではありませんけども、今、そのようなことをここで答弁、私ができると思いますか。そこら辺りの部分も、今の予土線だけではなくて、近永駅周辺プロジェクトの中で様々な若者が事業を起こし、なりわいとしてやっていこうかという方も出てきている中で、議員さんがどれほどその中に、その意見を集約して、その思いというのも持っていただきながら御質問いただいているのかと私も思うのですけれども、そこらも見ていただきて、リスクばかりをお話しするのではなくて、どうしたら残していくのか、どうしたら未来を開けるのかというような視点に立ってお考えいただいて、御質問いただければ幸いです。御協力、お願いいいたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（3）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（4）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

答弁の中で、動向を見ながらというような答弁だったのかなというふうに思うのですが、JRと存続の一体というところで、動向ということで、その動向を見るというのは町の主体性ではないと思うんです。あくまでやっぱりJRが主体になってしまっているのかなと思うのですけれど、その開発と存続というのを見切りをつけるというか、失礼なのかもしれません、どういった判断、どこでその開発を断念するのか、それともこのまま踏み込むのかというのは、時期だったり判断基準というのを明確にちょっとお示しいただきたいなと思います。

というのも、今回このジビエの指定管理者の件でも、判断基準を明確に持っていないかたのふうに私は思っていますし、そういったところでこのプロジェクトに関しても、どこを判断基準として存続させていくというところに関して、町の将来像というのはどういったところなのかというのを再度お聞きして、御答弁願います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

ジビエの施設と同じにされるのは、ちょっと私も意味が分からぬのですけれども、私が思うのは、近永の街中の現状について、では、長尾議員御自身は将来どのようなビジョンをお持ちなのか。また、行政施策は必要ないのかということについて、第三次総合計画の参考にさせていただきたいと、また後日、お話を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、よろしいですか。

○1番（長尾慶太君）

私の考えはまた後日、御答弁させていただきたいと思いますけれど、なぜ今回、この質問をしているかというと、町民に伝わっていないんですよということを、私はお聞きしたいんです。アンケートの結果で町民が進めているのではないですかという意見も出ていますし、私ほうも意見交換をする中で、これだけ御質問をいただいているわけなんですよ。

その中のピックアップして質問をさせていただいているのですけれど、やはり、やっぱり町民も関心があります、ここの近永プロジェクトの。私もこの近永を残したいという気持ちは十分承知はしています。ですがやっぱり、ほかの企業様であつたりとか、そこは総合的に判断しないといけないところだと思いますので、町民と、ほかの都道府県の企業であつたりとか、そういったところをきちんと協議していただいて、進めていただいて、第三のほうに進めていただけたらと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

今の御質問の、企業もそれに参加をしておると言われましたけども、どういうことですか。意味が分からぬのですが。

○1番（長尾慶太君）

賛同しているということではなくて。

○町長（兵頭誠亀君）

いや、企業が関心を持たれているという。

○1番（長尾慶太君）

関心を持たれている、そこに企業も関わってくるということです。JR四国もやはり関わってきますよね、この予土線の存続というところに関して。

そういったところに関しては、やっぱり注視して私も見ていかないといけないと思いますし、そういったところに行政がどういうふうに未来図を描いていただくのかというところはやっぱり注視しないといけないと思いますので、そういったところの意見というのは、一部意見かもしれません、そういったところをまた御質問をさせていただきたいと思いますので、注視していただけたらと思います。以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りませんか。

○1番（長尾慶太君）

はい、大丈夫です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問2については終了したいと思います。

以上で、長尾議員の一般質問を終了いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

再開を10時35分とします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

兵頭議員、質問1について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

議席番号5番、兵頭稔。先に通告のとおり一般質問行います。

質問1、水道事業について。

鬼北町水道事業会計決算書の記載内容について、下記のとおり伺います。

(1) 令和5年度の資産減耗費が2,266万3,088円とありますが、この理由を伺います。

(2) 第四の会計の重要契約要旨で、広報に記載されている金額と、契約金との金額の差について伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の、1番目の水道事業についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、令和5年度資産減耗費が2,266万3,088円あるが、この理由を問うとの御質問であります。

この資産減耗費は、固定資産が経年変化により資産本来の使用に耐えず、使用不適当となったことによる用途の廃止を行い、対象金額を固定資産台帳から減額し、損益計算書に計上したものであります。

次に2点目の、第四会計の重要契約要旨で、広報に記載されている金額と契約金額の違いについて問うとの御質問でありますが、ホームページや広報で公表している入札結果の金額は当初契約金額であり、工事の実施に伴い変更が生じた場合は、その都度変更契約を締結し契約額の変更を行っており、決算書には最終契約額を記載しているため違いが生じているものであります。

以上で、兵頭稔議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問1、(1)について再質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

先ほど、町長の説明によると、品物が使えなくなったような感じでちょっと減却したということで回答されたと思いますが、耐用年数というのは減価償却資産として扱われ、固定資産が価値を保ちつつ使用できる状態の期間だと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

今の御質問にお答えいたします。

資産減耗費の関係で、耐用年数との絡みのことの質問だと思うのですけれども、今回、資産減耗費として落とした分につきましては、令和5年度に実施をした電気計装設備、これで新しい設備になりましたので、もともと使っておりました古い設備については、実際に使用は終わっているということで減耗費として落としております。

ちなみにこれは全部、固定資産上の耐用年数は経過したもののが全てであります。

以上です。

○ 5番 (兵頭 稔君)

耐用年数というのは、自動車なんかで言うと、要するに10年耐用年数があって、8年で車をやり替えるよということになると下取り価格ということで、幾らかお金は戻ってくるんですが、完全に鬼北町の水道課の場合は、この2,266万円ですか、この金額については完全になくなるというか、実際はこれだけの価値があるものがゼロになりますよという考え方はどんなでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

今ほどの質問でありますけれども、固定資産台帳上、減価償却が終わりましても5%ぐらいはどうしても台帳上に残ったままになっておりますので、その残つておる金額を落とした額、合計した額が今回の2,266万3,088円ということです。

○ 5番 (兵頭 稔君)

この2,200万が5%だと言うんですか。お尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

対象箇所については7か所ありますが、7か所の分の固定資産台帳上残つておる金額が、合計いたしますとその金額に、2,200万という形になります。

○ 5番 (兵頭 稔君)

ではその7か所の分で、全部耐用年数が来ているかどうかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

お答えいたします。全て機械設備の電気計装設備でありますので、20年以上経過しておりますので、耐用年数は全て経過しておるということであります。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

今、2,200万を減価償却したことなのですが、それについて長期前受金の払戻しについてはどうなるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

資産減耗費というのは、先ほど町長の答弁にもありましたように、もう使用しなくなった、使用に耐えなくなった分について固定資産台帳から落としたこの金額が資産減耗費でありますと、長期前受金戻入というのは、既にそれとは別に国庫補助金に対して毎年毎年、何と言いますか、国庫補助金の減価償却というか、そういう形での処理をしておるわけですけれども、その分についてはこの資産減耗費とは全く扱いが違いますので、そういうことになっております。

○5番（兵頭 稔君）

今ほどの回答なわけですけれど、資産減耗費は大体、要するにずっと2年、3年、5年とか、ずっと5年までの分を、過去を見てみると、何万円とかいうふうにいつも残っていたのですが、5年度に限り2,200万という数字はちょっと普通では考えられない数字なので質問をしたのですけれど、私はまだ耐用年数が残っているのを要するに償却して、新しく工事をしたから、こういう金額が出たのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

耐用年数が過ぎておるので、このまま行けば水道施設として運用ができない。そのためには更新をした、その結果、固定資産上から落とす必要があったので落としたというのがこちら側の説明でありますと、先ほど議員さんのおっしゃられた、耐用年数が

残っているにもかかわらず、先走ってまだ使えるものを更新したためにこういう金額が出たということではございません。

○5番（兵頭 稔君）

その表というのは、これは何年で、この分を償却しましたという表は後でもらえるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

一応、算出の根拠である表については作ってありますので、その表でよろしければお渡しすることは可能だと思います。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは兵頭議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

先ほど町長から説明をいただいたのですが、これは平成5年度の水道事業決算書なのですが、この31ページにある第四の会計というところにあるのですが、これで一応、全部水道課がした工事について、この鬼北広報なんかで全部チェックしてみたのですが、一番上の令和4年6月27日と書いてあるのは、契約月日がこれによると22日、金額は2億8,800万、あと細かい数字はありますけれど、これとその次の令和5年5月26日の契約、これについてはここに1,500万と書いてありますけれど、一切記載がありません。

令和5年6月1日、これについては、金額は5億1,100万になっていますけれど、これには金額は入っておりませんでした。令和5年7月25日、この工事についても3,100万円、これもこの広報には載っておりません。

令和5年11月22日、これは広報に載っておりました。金額として1,172万8,000円になっていますけれど、この広報に載っているのは1,008万4,000円でしたかね。それから、令和5年の12月19日については、これも載っています、これは1,200万ですけれど、1億42万円という金額で載っております。

この違いについて、先ほど町長が説明からありましたけれど、やっぱり町民はこれ

を見て、これだけの工事をしましたよということで納得しておると思うのですよ。何にも書いてないのに工事をしたとか、何のためにこれ、鬼北の広報で町民に分からせているのか、町民は全然分かりませんからね、これを見ないとどんな工事をしよるのか。

今、日吉のほうでも下鍵山のほうでも水道工事をやっていますけれど、それについてもいつ契約して、いつというのが多分、今度出るのではないかなと思うのですけれど、その辺についてもやっぱり、契約した金額というのはそれを頼りに、やっぱりみんな信用していますので、その辺はちょっと回答をお願いします。何で違うかを。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

先ほど御質問いただいた件について答弁したいと思います。

最初に質問のありました、令和4年の上水道の施設電気計装設備の更新工事について、たしか議員さんは契約日が22日になっていると言われたのですけれど、広報のほうを見ましたら入札日が22日と書いてありますて、契約日が22日ではございませんので、そこは訂正させていただきたいと思います。

次の5年の工事について、落札業者は載っているのだけれど、落札額が載っていないと。ちょっとこの辺になりますと、水道課のほうでこれを発表したわけでは実はございません。書いてあるものを見てもらったら分かるように、総務財政課の管財係のほうでこれは公表しておりますので、あまりその辺のことについて、水道課のほうから細かいことの説明はちょっと差し控えたいと思います。

ただ、ホームページ上では全て載っておったということはこちらのほうも確認をしておりますので、それだけ説明させていただきたいと思います。

○5番（兵頭 稔君）

今の回答によりますと、この広報に載っている日にちと、金額と、ホームページに載ってる金額と、契約日が違うということですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

一つ一つの案件を、逆に整理をさせていただいてせんと、この案件はここが違うと

か、ここが合っているとかいうようなことで、今日言われても、それはすぐにここで答弁することは難しいというか、しっかりした答弁をさせていただきたいと思いますので、もう少し議員が御指摘の、ここが違うということをはっきり明記していただくことも、行政としては欲しいなというふうに思うのですけれど、いかがなものでしょうか。

○5番（兵頭 稔君）

一般質問のときに、第四会計の重要契約要旨で、広報に記載されている金額と契約金の違いについて問いますという、私は質問しておりますので、大抵、第四会計の重要というと、必ず最初に決算書ということは言っていますので、第四会計というのは31ページに載っていますので、ぱっと見たらすぐ回答できると私は思うんですよ。

その辺があやふやなのではないかなと思うんです。いかがでしょうか

○町長（兵頭誠亀君）

それを、先ほど答弁をさせてもらいましたとおり、ホームページ、広報で公表している入札結果の金額を、当初契約金額として広報に掲載しております。変更した分については掲載しておりませんということを申し上げたわけです。

そこで御理解いただけないのでしょうか。

○5番（兵頭 稔君）

分かりました。

今、町長に言われましたのですけれど、今後はその変更になったときの金額というのは、町民にどういうふうに知らせるか教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

そういうものも必要なのであろうかなというふうにも考えますけれども、県内の市町の状況も調査させていただきたいと思いますので、また御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは兵頭議員、質問1については終了いたします。

続きまして、質問2について質問を行ってください。

○ 5番（兵頭 稔君）

質問2、令和7年度の区長・組長会の資料についてなのですが、令和7年度の日吉地区区長・組長会の資料5について、下記のとおり伺います。

(1) 借金120億のうち、交付税措置90億だから、実質約30億円の負債だと説明されましたが、90億円の交付税措置はその後、毎年の措置金額の幾らに予定されているのかを伺います。

(2) 実質30億円の負担額を毎年9億ずつ、去年は9億だったと思うのですが、毎年9億の返済をされているので、約4年間で返済されると解釈しているのですが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の2番目の令和7年度の区長・組長会の資料についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、借金120億のうち交付税措置90億だから、実質約30億の負債だと説明されたが、90億の交付税措置はその後、毎年措置金額を幾らに予定されているのかとの御質問であります。

交付税措置というのは、毎年度返済する元利償還金に応じて、毎年度、普通交付税としていただけるものであります。

今後の交付税措置額の予定については、毎年度策定しております中長期財政計画において、今後10年間に計画されている事業について、事業費、町債の借入額、元利償還金を試算して、それを基に交付税措置額を試算しております。その年々の元利償還金の状況により、7億円から10億円ほどの間を推移する見込みとなっております。

なお、今後10年間の事業についてその事業費等を正確に把握することは困難であるため、現時点での試算であることは御理解いただきたいと思います。

次に、2点目の、実質約30億円の負担額は毎年約9億の返済をされているので、約4年で返済されると解釈してよろしいかとの御質問でありますが、借金120億円のうち、実質負担の30億円のみを返済すればよいということではなく、120億円を返済していくますが、毎年の返済額に応じて普通交付税が措置されるため、トータルとして町の実質負担額は約30億円になるということでございます。

仮に、今後一切町債を借りなければ、町債の残額は減っていき、いずれゼロになり、交付税措置後もゼロになりますが、実際の町財政運営に当たっては、これまでに借り

た町債を返済していきながら、毎年、新たな町債を借り入れてまいりますので、町債の残高がゼロになるということは考えにくいと思います。

以上で、兵頭稔議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

今、毎年10億近くの交付税が下りるという話なのですが、今回、後から説明いただくとは思うんですが、この資料、令和6年度の決算書抜粋という欄があるのですが、2ページの中で、この中に10億というのはどれに、収入、歳入の中でどこに入るのかを、説明をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

ただいまの質問ですけれども、借金に対して交付税措置があるということでございますので、交付税の中に一緒に入ってくるということで、先ほどの資料2ページで言いますと、10番、地方交付税の中に合わせて合算して入ってくるということでございます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

地方交付税、これは38億7,900万とありますけれど、この地方交付税というのは県民1人当たり大体平均で、人口に対して44万円の交付税が出るというふうに、ちょっと資料を調べたらあるのですけれど、その中で計算すると、この中に入っているかどうかちょっと私は分かりにくいのですが、その辺の説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

地方交付税というのは、各市町によってどれだけの需要があることによっても違う。

例えば、旧の伊方町は不交付団体でありました。原発があったからその分の交付金があると。鬼北町においても、鬼北町の収入はどれぐらいあるのか。それは松山とか、今治とか、大きな企業さんがあって税金がいっぱい入っていると全く違うわけです。

もし鬼北町が今、借金が交付税措置のある過疎債とか、減税補填債とか、それから

合併特例債とか、今のを全く借りていなかったら、この38億というのは29億ぐらいになっておりますよという意味で、先ほど総務課長が話をしました。

県民1人当たりに44万円とおっしゃいましたけれども、それは需要額としてこれぐらいの交付があるということですけれども、先ほど申し上げましたように、各市町によってその中身は違う。

例えば、港があるところ、海がいっぱいあるところについては港湾経費として、海岸線がないところよりも大変交付額が多くなっているという特徴がございます。また山のほうについては、地震があったときまたは災害があったときの経費として、災害経費としても見ていただけます。

それぞれの特徴があるというところでありますて、一概に県民当たり44万円という説明はなかなか困難であると私は思っております。以上です。

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

住民1人当たりの額という、県では44万ですか、というのがあったのですが、今ほどの資料2ページの10番の地方交付税、38億7,900万のほう、ずっと右のほうへ行っていただきますと、備考欄のところへ住民1人当たりの額ということで、45万4,000円という数字が出ているかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

この住民に説明した交付税措置90億というのがあるのですけれど、それがこの中でどういうふうに交付されているかというのと、それと、この税金の中で元金、残っている借金の中の元金が過疎事業債で4億4,900万、この元金に対して利子が2,000万。臨時財政対策債とかいうのは、これに対する、2億4,000万に対する利息は3,000万で、その上に2億1,000万に対する3,000万と、金利が全然違うのですけれど、その辺の解釈。

それで、交付税で措置されたのを、こっちへその交付税で払うように、実際は10億しか払っていないので、プラス・マイナス・ゼロなので、一つも借金が減らないという解釈になるのではないかと思うのですが、その上、利息ばかり払っていて、かえって経費が増えるのではないかなと思うので、その辺、解釈をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほど御指摘のあった過疎対策事業債、また臨時財政対策債においても、今、元金と利子とおっしゃいましたけれども、私は先ほどの説明で、元利償還金に7割をいただくというふうに申し上げました。

ですから、利息をどんどんいっぱい要るのではないかというふうなことに対する御質問については、元利償還金ということの7割の返済ということで答弁になるのではないかなと思います。

それと、利子が全く違うのではないかというお話なのですけれども、それは年度、年度によって国の長期プライムレートにかかる部分としての設定でありますので、それぞれの国の考え方、または銀行さんはそれに見合った見積りを出していただくというところで、何ら各市町とも差異はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは兵頭議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

一応、今、説明を町長から受けたので理解はしておりますが、ということは30億の町の財政、借りている金額はほとんど減っていないという解釈をしてよろしいですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

鬼北町ができてからの第一次長期総合計画、今現在の第二次長期総合計画に基づいた事業をするのに、現在の地方財政の状況として、有利な過疎債等を借りずにする市町は今のところないのでないかなと思うわけであります。

そして、国においても地方財政計画の中の地方債計画というのも国は出されておって、地方債を借りることをしっかりと計画しながら地方財政をやっていきましょうというふうな國の方針でありますので、それに基づいた中での施策の展開というものを鬼北町もやっております。

それで、全くこれがずっと30億というふうなことをおっしゃいましたけれども、

起債そのものを借りることについて、全てそのときの財政調整基金がいっぱいある市町がそれでやっておけばいいというふうなこともあるかもしれませんけれども、起債というものを借りるときに、例えば中学校にしても、保育所にしても、今の我々の世代からそれを利用させてもらって、大きくなつたわけあります。

多年にわたって借金の返済をみんなで負担していくというのが起債の考え方でありまして、その当該年度にいただいた税金、交付税で全部を賄うということが、いかにその後の財政を硬直化するかということを考えると、現在の過疎対策事業債という、過疎法に基づく起債を借りるということは絶対必要だなというふうに思うわけです。

施策の展開として、各市町ともそれは同じ考えであろうかというふうに思います。

もちろん、人口が減っていないところは過疎債は使えないわけでありますけども、20市町、私が知っている限りでは18市町は全て過疎債を利用して事業を進めているということは間違いないと思います。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。いいですか。

それでは、以上で兵頭稔議員の一般質問を終了します。

それでは、次に4番、今城喜久生議員の一般質問を一問一答方式で行います。

今城議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

今城議員、質問1について質問を行ってください。

○4番（今城喜久生君）

4番、今城喜久生です。よろしくお願いします。

北辰寮の運営の状況について伺います。

北宇和高校の北辰寮が令和4年から運営を開始しております。については、令和6年度の北辰寮に係る決算について問います。

（1）この寮のそもそも総建設費は幾らだったでしょうか。

（2）歳出、ランニングコストはどういう状況にあるのでしょうか。

（3）歳入、利用料を含め町からの補助金その他もろもろを合わせて、入金状況は幾らになっているのでしょうか。あわせて、波及効果、有形効果、無形効果の有無はいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、今城喜久生議員の、1番目の北辰寮の運営状況についての御質問にお答えいたします。

御質問の北辰寮につきましては、全国募集により北宇和高等学校への進学を希望する生徒、また通学困難な生徒に対し、居住環境の提供と在学中における生活支援体制を構築するなど、安定的な生徒数の確保を図ることを目的に、高校魅力化事業における主要施策の一つと位置づけ、令和5年9月から運営を開始したところであります。

まず1点目の、この寮の総建設費は幾らかとの御質問であります。北辰寮の建設につきましては、令和3年12月に用地の取得を行い、令和4年4月から同年8月までの約4か月間において設計を行った後、令和4年9月議会において建設予算の御承認をいただき、令和4年11月に工事着手、令和5年8月の完成まで約10か月間の工事期間により建設をしたところであります。

建設に要した経費等につきましては、用地取得費、設計監理費、新築工事費、学校林の活用に要した経費を合わせますと、約3億1,800万円であり、工事費のうち2億6,490万円については、7割が交付税として措置される合併特例債を財源としたところであります。

次に、2点目の歳出、ランニングコスト及び固定費、変動費は幾らかとの御質問であります。令和6年度のランニングコストのうち、人件費、光熱水費、施設管理費等を固定費として合わせますと、合計で約3,214万円、出張旅費や管理費、消耗品、配食業務委託料、寮費補助金等を変動費として合わせますと、約764万円となり、固定費と変動費を合わせた令和6年度のランニングコスト実績は約3,978万円となっております。

次に、3点目の歳入、利用料及び町から入る補助金等は幾らかとの御質問であります。寮運営に係る歳入のうち、寮生に御負担いただく寮費の収入合計が665万4,000円、寮のハウスマスターを任務とする地域おこし協力隊5名の人件費及び活動費に対し、措置される特別交付税分が2,484万円、宿直に係る人件費やその他運営管理費に対し措置される特別交付税分が471万4,000円となっており、寮運営に係る歳入は3,620万8,000円となっております。

次に、4点目の波及効果、有形効果及び無形効果はとの御質問でありますが、議員も御承知のとおり、令和5年度から令和9年度までを計画期間として、愛媛県が策定した愛媛県立学校振興計画前期計画では、宇和島・南宇和地区の高校について、学級

数の減による志願倍率の適正化や入学生徒数の減少が継続する場合は学校数を5校から4校にするなど、地区内での学校統合の可能性についても検討をする旨が後期計画の方向性として示されているところです。

そのような厳しい計画内容を踏まえ、各高校、各自治体とも、学級数や高校の維持・存続に向け、懸命に高校魅力化事業に取り組んでいる中、市町と地域の連携による支援がされていることを前提に、特別の統廃合基準が適用される魅力化推進高校に地区内で唯一、北宇和高校が認定されたことは、これまでに御支援をいただいた地域や関係者皆様の御理解と御協力によるものであり、また、町の取組やその効果についても一定の評価をいただいたものと感じているところであります。

また、少子化により地区内各高校とも志願率が伸び悩む中、高校寮の整備前となる令和4年度の北宇和高校志願者数によると、普通科が0.59倍、生産食品科は0.9倍との公表でしたが、今年度入学された1年生における令和7年度の北宇和高校志願者数では、普通科が0.8倍、生産食品科は1.0倍に達するなど、志願率の維持、向上につながった大きな要因の一つは、高校寮の整備運営によるものと確信するところであります。

今年6月と7月に東京、大阪で開催された全国募集学校説明会では、100校を超える高校が参加をされた中、北宇和高校の相談ブースには約80組、100人を超える方が入学相談に来訪いただいたとの報告を受け、例年の2倍を超える来訪者の多さに驚きつつも、北宇和高校に対する注目度、関心度の高まりを実感したところであります。

今後も地域、関係機関、高校と連携し、高校魅力化事業を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、今城喜久生議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

今ほど説明を受けました、ランニングコストと歳入と、ほぼほぼ近い状態になるので、安心したところであります。

つきましては、今、この寮の収容可能な人数は何人でしょうか。今は満杯なのでしょうか。お願いします。

○議長（芝 照雄君）

ちょっと待ってください。

今城議員、通告とちょっと離れているのですけれど。

今、質問 1 の（1）についての再質問を。

○4番（今城喜久生君）

失礼しました。

この建設費の中に地方債というか、借金は含まれていないのですよね。お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

答弁いたしましたように、建物自体に合併特例債を使用させていただきました。交付税措置は7割でございます。以上です。

○議長（芝 照雄君）

了解ですか。

○4番（今城喜久生君）

この金額は幾らでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問ですが、合併特例債を利用させていただいた中で、工事費のうち2億6,490万円については合併特例債を活用させていただいたところでございます。以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、よろしいですか。

○4番（今城喜久生君）

この2億円ほどが一応、借金として負債に上がってくるわけですよね。確認いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

はい、今年度負担がございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか、再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

（1）についてはありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは質問1、（3）について再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

今、この寮に入寮している人は何人で、全部埋まれば何人の規模になるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

北辰寮につきましては、定員が14名でございまして、現在は14名、定員いっぱい入っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、よろしいですか。

○4番（今城喜久生君）

分かりました。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（4）について再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

意見というよりも希望なのですけれども、よろしいですか。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○4番（今城喜久生君）

非常に状況としてはうまくいっていると思っています。でも、借金は残っています。

それで、ランニングコスト等のほうが収入より高いというのも、これも問題です。

ここで利益を上げろとは言いませんけれども、できるだけこれから先の住民といいますか、町に負担がかからんように運営しないといかんと思いますので、そこら辺も含めてよろしくお願ひしたいと、このように思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問1については終了いたします。

それでは、続きまして質問2について質問を行ってください。

○4番（今城喜久生君）

三角ぼうしの大改修という案がこの前、示されました。この改修の構想について伺います。

（1）建物の改修の規模はどの程度をお考えなのでしょうか。

2番目に、非常に使い勝手の悪そうな森林組合跡地及びその横の後ろの、新規に購入した土地をどういうふうに使おうとするビジョンがあるのか、お聞きしたいと思います。

鬼北町の人口も10年後には7,800人ぐらい、20年後には5,500人と推定されております。高齢者の割合も大きくなります。しかも、この傾向は日本全国の共通であるようあります。

よって、上から下りてくる税金の減少もあるでしょうし、ここの町税の減少もあるでしょうし、購買力、年も寄りますし、人口も減れば購買力が減ってきます。

3番目に、利用客の増加、売上げの増加をどう見込んでいるのでしょうか。費用対効果はまた、どう見込んでいるのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、今城喜久生議員の2番目の、広見森の三角ぼうしの大改修についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の建物の改修の規模はとの御質問ですが、広見森の三角ぼうしは平成10年1月に供用開始となり、27年を経過しているため、一部分の改修ではなく、施設の老朽化や利用者のニーズの変化、多様化などに対応するため、施設全体を改修の対象として考えております。

詳細については、今後、指定管理者、出資者、青空市直販部会や地域の皆様の様々な御意見を参考に改修方針を決定してまいります。

次に、2点目の森林組合跡地及び新規の購入した土地をどう使うのかとの御質問でありますが、使いにくそうなというような御質問がありましたけれども、広見森の三

角ぼうしは町内外からの利用者が多く駐車場が不足しておりますので、決定ではありませんが、現在のところ駐車場用地として活用する方向が考えられると思っております。

次に、3点目の利用者の増加、売上げの増加は見込めるのかとの御質問であります
が、高齢化や人口減少の中においても、町の観光拠点施設の一つである広見森の三角
ぼうしは、今回の改修により、町内外からの利用や旅行者により利用客数及び売上げ
の増加が見込めるような改修を行いたいと考えております。

次に、4点目の費用対効果はどう見込むのかとの御質問でありますが、費用対効果
については、改修費用や運営管理費用に対して、単に利用者数の状況、運営している
株式会社の経営状況、地場産品などの売上状況、地域経済への波及の度合いなどの経
済的効果だけではなく、地域住民や利用者の利便性向上や防災面・観光面の寄与度など、
社会的効果を直接的・間接的な効果として総合的に分析・評価する必要があると
考えております。

供用開始から27年を経過し、施設の老朽化や利用者のニーズの変化、多様化など
に対応する今回の改修は、施設整備や運営管理に係る経費が年々増加する傾向にある
一方で、ほかの観光施設との連携など、施設改修がもたらす波及効果を含め、中長期
的な視点で効果を分析・評価していく必要があると考えております。御理解をいただき
ますようお願いいたします。

以上で、今城喜久生議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

特にありません。

○議長（芝 照雄君）

続きまして、質問2、（2）について再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

この改修予定の土地は、入り口から森林組合の入り口まで、高低差6メートル。入
り口から曲がったところまで、長さが約50メートル。1,000分の120で7度
の勾配がある。

前に私が部会長をしていた頃、試しに車椅子で上がったことがあるんです。押してくれと、もちろん。とてもではないがきついです。それで、降りるときは怖い、前が下がるから。それで今はカーブ、先が曲がっているからまだ安全。あれ真っすぐでも

したら、何かあったときにはどーんともう、前まで出てしまいます。

その勾配差、それから車両の上がり下がりをどうするか。離合、今の状態では絶対できません。回して下りてくるとかいろいろなことも考えるのですけれども、基本的な考え方がまずここにあるのではないかなと思って聞くだけです。

それで、駐車場を上にしたら高さが6メートルのところを、買物を持って上がらないかん。歳を取ってもうしんどい中、上がらんといかん。これは3階の高さです。そこはどうするの。

先ほど言いましたように、車椅子は、キャスター付きのものはあそこに上げたら、絶対、先々何か起こりますと予測します。

そんなのもあって、あの難しい土地をどういうふうに使うビジョンがあるのかなと思って、それを聞きます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

森林組合跡地の活用方法についての御質問でございますが、やはり、確かに議員言われるように、高さがネックになっております。

一つの考え方の中では、あれをある程度切り下げるという考え方で、できなかということも頭にあります。そして、確かに高いところから降りるにはどうしても勾配がありますので、勾配をどうやって緩くするかということを考えなければなりません。そうすると、アクセスする道の長さを長くするということも一つの考え方にあるかと思います。

まだ、実際のところ、これから様々な検討をしながらあそこの利用を考えていきたいと考えておりますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、了解ですか。

○4番（今城喜久生君）

あそこは前にも検討もあったようなのですけれども、取りあえず何もなしでは計画も設計もできないはずでどうから、町としてはどうしたいという、そういう考え方

を聞きたかったのですけれど、いかがでしょう。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員はあえておっしゃらなかつたと思うのですけども、あそこに道の駅というものを計画していただいた先人の方々、その当時の議会の議員さん方に、それを理解していただいた町民の方々に、まずは御礼を申し上げなければならない。本当にいい場所といいますか、鬼北町にとって道の駅として適切な場所といいますか、道の駅という名前にふさわしい場所に設定していただいたなというふうに思うわけであります。

30年たちまして、日吉について地元の方々で案を出していただいた。前も全員協議会で申し上げましたとおり、日吉については、ここの近永の街中と違ってスーパーも少ないと。道の駅そのものが日吉の台所というような部分もあり、その部分として農家の方も、森の三角ぼうしの生産者部会の方よりもまだ人数が多いということがあって、現在の形というものはしっかりと残していくことは、すぐに地元の方々で計画をしていただきました。

ただ、森の三角ぼうしについては全くその様相が違うわけであります。先ほど答弁いたしましたように、収支のプラス・マイナスだけではなしに、街の活性化と、それから情報発信といったときに、今の森の三角ぼうしの役割というものは、議員さん方御承知か分かりませんけれども、相当な部分を占めてもらっています。

それと、現在の状況というのが、日吉が県内でもトップに造ったところなのですけれども、現在は各市町に道の駅がある。それをどう差別していくかということで、現在のような状況というものを長く、これまで同じように継続していくことが果たしていいのか。議員御指摘のとおり、人口減少と高齢化という田舎においてどのような道の駅がいいのか。

現在、何とか大きな赤字にならずに今、済んでいるのは、前町長さんが作ってもらった鬼王丸と柚鬼媛というものは多大な効果があったと、私は選挙のときに鬼の使いだと、鬼は要らんぞといっぱいお叱りを受けましたけれども、ただ、ここ8年間でその鬼というイメージについて、これほど一生懸命啓発をしていったときには、鬼もいいけれどどうするぞと、鬼についてある程度、一定の理解ができたと。その鬼というものを、鬼北町ならではの特化したものについて、森の三角ぼうしに何か付け加えることができるのではないかということも考えていかなければならぬかなというふうにも思うわけであります。

直販部会のほうで、多分私よりもお詳しい今城議員さんは、もうこたわん方、もう10年たつたら出せれん方もいっぱい御存じだと思うんですよ。そういう方がいらっしゃらなくなつたときにどうあそこをしていくのか。スーパーが三つあるところでどのように展開できるのか。そこら辺りも考えておかなければならないかなと。

新たな道の駅として、直販部会だけがあるところが道の駅ではございません。様々なポイントというものを加味して、それで町を情報発信していくというような道の駅に方向転換することも考えざるを得ないのかなということも考えたりします。それが守りであり、攻めでもあるというふうに思うわけであります。

ネックは今ほど言われました、今回、駐車場として予定をしておる部分。傾斜がきついものですから、どうしたらいいかなど。前も申し上げましたけれどもあれを全部土砂をどけてしまうと数億円かかると。改修費用と同じぐらいかかるということですので、これについても、前回、全員協議会でお話を来て、アイデアはもらえないとということをお願いした次第でございます。

ビジョンとすれば、道の駅夢産地とは少し違う、町内の情報発信という意味合いはいっぱい強いものですから、そこら辺りは今までとは変革した部分も必要なではないかなというふうに私は思うのですけれども、これもまだビジョンとして、今までの役割、これから役割というものをしっかり見据えた施設を造らなければならないというのが私の基本的な考え方であります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、了承ですか。

○4番（今城喜久生君）

分かりました。ありがとうございました。私も鬼は好きです。分かりました。

○議長（芝 照雄君）

それでは今城議員、質問2、（3）について再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2（4）について。

○4番（今城喜久生君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

では、以上で今城議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番、井上博議員の一般質問を一問一答方式で行います。

井上議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

議席番号8番の井上でございます。先に通告したとおり三つ、一問一答により質問をいたします。

まず第1に質問1、議員報酬6月分の2度の振込について、下記のとおり尋ねる。

- (1) 何が原因で重複入金（振込）になったのか。
- (2) 全員が返金されたのか。また、確認はどのようにされたのか。
- (3) 再発防止策はどのようにされたのか、尋ねる。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の1番目の、議員報酬の重複振込についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の何が原因で重複入金（振込）になったのかとの御質問であります。

今年、6月13日に支出いたしました議員報酬が重複振込となりましたことは、同日午前9時頃に山本博議員からのお問合せにより確認をいたしました。

このようなこととなった経緯は、6月10日に出納室から口座振込データを、振込処理実施機関（JAえひめ南情報総合センター）へ送信する際、担当者がデータに誤りがあることに気づき、データ送信を中断いたしました。その後、誤りのあった送信済みのデータについて、実施機関へ削除要請の処理手続を行い、削除作業を実施したと画面上に表示されましたが、削除要請が実施機関に受付されておらず、最初に送信した一部のデータが後に送信した正常データと重複し、振込処理されたものであります。

次に、2点目の全員が返金されたのか、また、確認はどのようにしたのかとの御質問でありますが、重複振込が判明したことを受け、議員各位に連絡を取り、返金依頼を行い、全議員さんから御了解を得ました。

実際の返金作業につきましては、各金融機関が主体となって実施され、各金融機関からの返金完了報告及び町の口座への入金記録により、全員からの返金が完了したこと

とを確認しております。

次に、3点目の、再発防止策はどのようにしたのかとの御質問であります。今回の事案につきましては、誤って送信したデータの削除作業を行い、画面上では削除作業を実施したと表示されたため、担当者は削除作業が実施されたものと判断いたしましたが、実際には削除作業がなされていなかったため発生したものであります。

作業者が誤認するような表示は今回のような事案を引き起こす原因にもなるため、アプリケーション開発元のNTTデータへ改善の申入れを行っているところです。

また、現在は削除要請の処理を機械上だけで行うのではなく、実施機関に直接電話連絡を行い、削除処理がなされているか、正確な振込データが送信されているかなど、人的な確認作業を実施しております。

議員の皆様方におかれましては、多大なる御迷惑と御心配をおかけし、大変申し訳なく思っております。今回の事案を検証、改善することにより、今後はこのようなことが起こらぬよう細心の注意を払い出納業務を行ってまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、井上博議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問1、（1）について。

○8番（井上 博君）

今、町長は答弁されました。途中で気づいて削除をしたと言いますが、それが結局、間に合わなかったということです。結局、そのときに削除すれば途中で止まるはずなのですから、全員に入金がされたということですから、気づくのが遅かったのではないかですか。ちょっとお答えいただきたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

会計管理者から答弁いたします。

○会計管理者（稻屋浩明君）

井上博議員の御質問に回答したいと思います。

削除処理が遅かったのではないかといったような御質問だったかと思うのですけれども、その点につきましては、時間の経過というのは確かにどうも、後の検証をしましたところ、削除作業は実施したのだけれども、時間は少したっていたというようなことが判明をしております。

ただ、その削除作業を実施したのが遅かった、30分ぐらいたってからなのですけれども、その削除作業を行ったときに、画面上では削除作業が終了したというような画面表示が出ましたので、担当者としてはその作業が実施されていないというふうにはなかなか判断がしづらかったというような側面がございます。

ただ、井上議員言われますとおり、削除作業の少しタイムラグがあつて遅かったということは判明しております。

○8番（井上 博君）

私が聞いたのは、結局6月12日に入金があるわけです、議員さんに議員報酬。それで、13日の日に私はある議員より連絡というか、重複振込があったということを聞きました。13日ですよ、次の日です。

そのときに、課長が平謝りで、こうこうだというようなことで、私は別に打ち込んだわけではないので分からなかった、そのときにやっと分かったわけですけれど、そういうことで、対処方法がちょっと腑に落ちないのは、6月17日の定例会最終日にも、町長は別に何も触れなかった。議員に対しても触れておりません。こういうことがあったということは言っていません。

課長がいつも皆さんに、低姿勢で謝りをされていましたけれど、町長が上の責任者ですから、本来なら町長から謝罪があつておかしくはないと思っております。

それと、その返金の仕方も、基本的には町から、このように重複振込がありましたので、各機関にこのようにしてこういう返金手続をしてくださいと言うのが筋ではないかと思います。

私はどういうふうになったかと言ったら、宇和島の金融機関から電話がかかって、通帳と印鑑を持ってきてくれと。それはどういうことですかと言ったら、いや、お分かりでしょうと、重複入金されていますから、手続をしたいから持って来いといつて、金融機関からあつたわけで、役場からはなかつたわけなんですよ。

だからそういう、ちょっと返金手続がおかしいのではないかなど。そういうところを町長にもう一度お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

会計管理者が答弁いたします。

○8番（井上 博君）

今、町長に言ったのやけん、会計管理者ではない。町長の考えを。

○議長（芝 照雄君）

町長、答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

挨拶がなかったということだと思うのですけれども、各議員さんのほうに電話をそれぞれ担当がして、誠に申し訳ない、返金をしますということについて御了解いただいたということですので、その点として私も理解をしておったのですけれども、それで不足ということであれば、この場でおわびを申し上げます。

それと、詳細のことについては会計管理者のほうから説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○会計管理者（稻屋浩明君）

井上議員さんの、返金方法についてはいかがなものかというような御質問であったと思うのですけれども、そのことにつきましては、もう井上議員言われるとおり、返金方法について私のほうでしっかり調査をして、全議員さんにお伝えすべきところであります。私のほうの配慮が足りずに、返金方法についての情報収集、そしてお伝えすることができなかつたということは、非常に深く反省しているところでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

ついでにもう一つお尋ねをしますが、この給与振込ですけれど、8月分がちょっと私も分からないので聞きますけれど、本給とあと費用弁償という数字があるのですけれど、その金額です。

それが8月は、普通、私は思うには定額で、毎月、毎月振り込むわけですから、銀行に役場から処理が行っているわけですね。その場合に、その給与幾ら、給与は給与やけれど、その費用弁償として37円でガソリン代、それが出ていますけれど、その振込順番が8月だけ狂っているわけです。何で、普通なら、いつも定額で出しておれば、給与が15万円やったら15万。給与、費用弁償、ガソリン代か何か知らんけど、私もあまり知らないですよ、これ。それがこうなるけど、普通はもう同じように銀行になり、農協なり、金融機関へ行けば同じ順番で打ち込みがあるはずなんですね。だけど、この8月だけは順番が狂っているのは何ででしょうか。ちょっと腑に

落ちない。

ちょっとだからおかしい。普通なら同じように持つていけば、同じようになるはず。

ちょっとそれをお聞きしたいです。

○町長（兵頭誠亀君）

構わんですか。銀行の入金の順番が違うということですね。

会計管理者から答弁します。

○会計管理者（稻屋浩明君）

今ほどの振込の順番についてということでございますが、ちょっと今、金融機関のほうに再度ちょっと確認をしてみないと今、確かにことが申し上げられないので、確認をさせていただいたらと思うのですけれども。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか、井上議員。

○8番（井上 博君）

確認してください。これだけずっと全部打ち込んでみて、違うので。

○議長（芝 照雄君）

そうしたら井上議員、後刻報告でよろしいですか。

○8番（井上 博君）

いいですよ。

○議長（芝 照雄君）

それでは質問1、（2）について再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは続きまして、質問1、（3）について再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了いたします。

それでは、井上議員の質問途中ではありますけれど、ここでしばらく休憩をしたいと思います。

再開を午後1時とします。

休憩 午前1時49分

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

井上博議員、質問2について質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

午前中に引き続きまして、質問2、回覧・広報誌等の取扱いについてお尋ねをいたします。

（1）自治会に入っていないければ、回覧も広報紙も回さない地区がありますが、私は日本国憲法において皆平等であると認識をしています。自治会に入る、入らないは自由であると思います。

例として自治会に入らなければ、以前の話ではありますけれど、部落により出でていけとか、ひどいことですね、出でいけとか、土地を購入するに当たっては部落に譲らなければならないとか、水路に生活排水を流しているから水利費を払えとか、家があるから部落に戸別費、家があるから、そこに住んでいるから部落に金を払えとか、いろいろあるようですが、これは差別だと思います。

町として正しい運営の在り方を指導していただければ幸いと思います。住みよいまちづくりに御尽力をいただければと思います。町長の考え方を問います。

以上。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

答弁をする前に、反問権があります。

○議長（芝 照雄君）

どうぞ。

○町長（兵頭誠亀君）

趣旨が分かりかねるところがありまして、御質問をいたします。

上から2行目までの、自治会のほうで組・区に入ってなければ回さないということとの部分と、以前の話であるがという部分、全部をひっくるめて、これは差別だと思いますということなのでしょうか。

それとも、3、4、5行目の部分が、これは差別だと思いますという、この部分にかけた部分なのでしょうか。

○ 8番（井上 博君）

両方とも差別というふうに私は認識しています。

○議長（芝 照雄君）

答弁願います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の2番目の回覧・広報誌等の取扱いについての御質問にお答えいたします。

まず、自治会への加入についてですが、自治会は地域住民の自主的な組織であり、任意の団体ですので、議員御指摘のとおり、加入・非加入は個人の自由となっております。

回覧・広報誌等につきましては、各自治会から連絡のありました部数について、月2回、その配付をお願いしているところでありますが、配付される対象世帯や区域、回覧順などにつきましては、各自治会での御判断・運用によりますので、町では全ての詳細等は把握しきれません。

また、自治会を通じて配付がされない方、個別での配付を希望される方等につきましては、郵送や役場窓口、公民館等で受け取りいただけるほか、昨年度からは議会の御提案を受け、回覧文書等を町ホームページに掲載し、町内外へ幅広い周知にも取り組んでいるところであります。

次に、町として正しい運営の在り方を指導してほしいとのことでありますが、自治会はあくまで任意団体であり、住民の自主性が基本です。地縁を基にした団体であり、地域の実態に即した運営が行われており、その在り方には様々な考え方があると思われますので、町の立場から自治会に対して指導を行うことにつきましては、自治会の自主性・自立性を尊重する観点から適切ではないのではないかと考えております。御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、井上博議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問2について再質問はありますか。

○ 8番（井上 博君）

ちょっとお聞きしますが、組内という言葉はどういう意味でしょうか。ちょっとお答えいただきたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

組に入っている世帯というふうに認識しております。

○8番（井上 博君）

組に入っている世帯と言うたら、それなら、組ということはイコール自治会ということでしょうか、お尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

私の認識の中では、組に入っておられる方は区に所属されておるというふうに認識しております。

○8番（井上 博君）

なら、自治会は任意ということですね。任意で自治会、部落で何々自治会ということをつくって、自治会規約をつくって役場に登録をした、そこが、そういうような部落の自治会、何々自治会というふうになっておりますけれど、それなら、何々地区です。地区に住んでおられる方は組内には入らんということであれば、その中の部落であっても自治会に入らないということは、町長が言うように自治会が組内だと言うのやったら、それでは組外ということですね。その何々部落に住んでいるけれど、俺らはそこの部落から、組から外されるとか、そういう扱いを受けとるというふうに捉えてる人がたくさんおられるわけです。

それはやっぱりそういう方は、広報にしても、これは今町長も言いましたけれど、広報の配付は自治会から何件、云々と言ったらその分を配付している、月2回。なら、入っていない人にはそうしたら配らないということですね。配らないということは差別だと私は思いますが、それはどうなのですか。

○町長（兵頭誠亀君）

答弁前に質問をいたしました、その上の2行というものは、行政のほうから自治会のほうにお願いをして、区の自治会に入っているいらっしゃる方にお願いをしたいということでお願いした部分。3行目、4行目、5行目については、これは自治会自体が御判断をされた部分でありますので、全く頭が違いますので、区別してここではお話をいたします。

私は法の上の平等というものをおっしゃいましたけれども、上の2行の部分につきましては、議員が御案内のとおり、最小の経費で最大の効果を果たす役割として、自治会のほうに広報を配ることをお願いしております。

これは、平等ではありません。言われるとおり平等ではありませんけれども、行政がする作業として、公平というところで、個々の状況や必要に応じて適切なものを提

供して、結果として平等な機会や成果が得られるというふうなことに私は認識しておりますが、今、行政のほうでなるべく公平にというところで、最小の経費でというところで、この広報の配付をお願いをしておると。

3行目からについては、全くその分は意味合いが違ってきますので、自治会の御判断というところで、頭の痛い部分もあるのではないかなどというところで認識しております。

以上です。

○副町長（松本幸男君）

追加で1点、補足説明といいますか、井上議員、先ほど御質問の中で自治会という言葉を使われましたけれども、通常部落とか、組とか、組が複数寄り添って部落というような感じで皆さん言われていると思いますけれども、そのお話の中で、役場に規約を届け出ていると言わされましたけれども、ちょっとニュアンスが違うかもしれませんけれども、町に規約を届けている部落といいますか、自治会は、自治法で定める認可地縁団体というものがありますて、これは部落で所有している土地とか、電話でありますとかいうふうなものを法人として登記ができるような制度でありますて、そういう団体についてはあらかじめ町に認可をして、町長が認めた場合に認可地縁団体として財産が持てるという制度ですので、全ての部落が規約を制定されているかどうかは町としては把握はしておりませんけれども、今、申し上げました認可地縁団体については、認可の前提の一つとして規約を定めなければならぬことになっておりますので、そういう団体については町に規約の提出があります。

ちょっとだけ説明させていただきました。

以上です。

○8番（井上 博君）

今、副町長も言われたけれど、要は地縁団体です。部落と自治会というのは地縁団体ですから、地縁団体は任意でその役を会長云々、今、全部決めて役場へ届出して、その集会場とか云々の財産を持つとするわけです。

その中の自治会が、入っている、入っていない。だから回覧を回す、回さないというのは僕から言ったらおかしいわけで、同じ部落の中で自由に地縁団体に入る、入らんは、自治会は地縁団体やから、規約をそうやってつくって届出しどるわけですよ。だから、それに入る、入らんと回覧を回さない、広報を回さないというのはやっぱりちょっとおかしい。

同じ税金を払って同じようにやっとるのに、ちょっとそういう部落に対しては、コ

ミユニティ活動というかそれに対しても、やっぱり区長さんには3万2,700円、組長さんには2万1,500円、戸別当たり460円というのが役場から出ていますよね。だからそこまで出て、役場はやっとるが現地はそこで差別をするというのは。僕もそこの日本国憲法において第何条と皆さんにも配付しておりますが、この間の議員研修で、日本国憲法とは何ぞというので皆さんにコピーをお渡ししておりますけれど、読み上げてみましょうか。

第13条に、全て国民は個人として尊重される、生命、自由及び幸せ追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とするというて、第14条もまたありますけど、こういうふうに書かれておるわけですから、だから、ちょっとした思いやり云々があればですよ。だから、僕が町長にお願いしたのは、そういう、もっと住みよいまちづくり、差別をしない云々においてはここは終結宣言をされておりますけれど、それ以上にやっぱりやらなければいいのではないかなど。

それは何でかと言うたら、この回覧にしても、行政から来とるからと言うて、やっぱり回覧・広報紙等の送付についてと、やっぱり出ていますよね、この企画調整課から出ていますから。

だから、これを組長さんが、それなら井上さん、これをどういうふうに取るんですかというて言われた場合に、役場がそれなら組内、要は自治会に入っていない者は回すなと言うのと一緒にですから、だからそれではやっぱり困るなど。

また、その地区によったら、やっぱり考え方の違う組長によったら、それは同じもらえる権限があるんやから、何でわざわざそこを飛ばして配らんといけんのやということです。やっぱりきっちと配ってあげたらええわいと言うて、やっぱりもらう。やっぱりいい組もありますよという声も聞こえる。

そういうところをやっぱり行政がもう少し丸くなつて、町長も言いよるけれど、今、言えないけれど、なるべくこうしてほしいなというような指針を言っていただければ、それによって変わる部落もあるのではないかなど、私はそういうふうに思いますので、そういうところを少し言つていただければというのが今回の趣旨ですので、そういうふうにお願いをしたい。

差別がされている。本当に入る、入らない、難しいと思いますよ。入つたら役を受けるから俺は嫌やとか、入つたらこうこう出んといけん。だけど出れない人もおるわけです。だけどちゃんとやるところもあるし、部落によつたら、地区によつたら、部落という言葉がいいか悪いか分からんけど、地区によつたら、私たちは出れんから、草

刈りでも云々でも、出ている人にジュースを持って待つったり、アイスキャンデーを持って、ありがとうございますという温かい部落もあるし。

やっぱりそうじやなあつたら、草刈りがありますよ、町内会がありますよ、放送はしますけど聞こえんのやから、こういうやっぱり通達事項が飛ばされたら困るわけよ。なら、出ようにも出れない、分からなあから、予定がつかないのやから。いい部落は、いや、いい悪いはいかんけど、そういうところはきちんと前もってこうこうで出てくださいと、区長さんが文書でわざわざ持ってこられます、お願ひして。そうなると予定を立てて、出んといけんのやからというふうになります。

だから頭から、もう入っていないから、云々だからと言うてはねるような、やっぱりそういう住みよいまちづくり云々から言うたら、やっぱりちょっと反するのではないかと思いますので、その点、町長にもう一つこれはお願ひをしたいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁はよろしいですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については終了したいと思います。

続きまして、質問3について質問をしてください。

○8番（井上 博君）

質問3、町有地の管理及び地籍図についてお尋ねをいたします。

（1）町として、町有地の管理はどのように行われているのかを尋ねる。

（2）現在の地籍図は一般町民が見ても分かりづらい。改良していく考えはないのか問う、以上。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の3番目の町有地の管理及び地籍図についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、町として町有地の管理はどのようにして行われているのか問う、との御質問ですが、町有地のうち行政財産分につきましては、条例等に基づきまして、各所管課において適正に管理をするように指示をしているところであります。

また、普通財産分につきましては、年に2回程度、現地の状況を確認し、担当課において草刈りや樹木の除伐・剪定等を行い、管理に努めております。しかしながら、町内に点在する山林や雑種地等も含めた全ての町有地を、限られた職員数で管理をしていくことは大変難しく、限界というものもございますので、主要財産の管理を主体として取り組んでいるのが現状でありますので、御理解をいただきますようお願ひいたします。

次に、2点目の、現在の地籍図は、一般住民が見ても現状と境界が分かりづらいので改良していく考えはないか問う、との御質問であります。議員御案内のとおり、地籍図は町民生活課でA3用紙の大きさの地図を1枚200円で発行しております。窓口では地番が分かっていれば、地籍図数値情報化システムで検索することができ、大まかな場所しか分からぬ場合でも、航空写真と地籍集成図の重ね図を参考に、必要な土地を確認していただき、地籍図を発行しています。

地籍図には一筆ごとの土地の境界と地番が記載されていますが、国土調査の成果が基となっており、その地図及び簿冊の様式については政令で定められておりますので、町独自の改良はできないものと考えておりますので、御理解をいただきますようお願ひいたします。

以上で、井上博議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

町有地の管理の件ですが、皆さんに一応、言葉ではなかなか分からぬので、地籍図を配付をしております。それを参照していただければよろしいかと思います。

町有地の管理の件ですが、いまだに払下げを受けずに、無償にて使用しているところがあります。何ゆえ放置をされているのですかと。それに対してお尋ねをするわけですけれど、それはなぜかというと、私が過去、10年前ぐらいになると思いますが、ある町有地の問題です。町有地を不法占拠みたいになって、それでは困るのではないかという、近隣の方からそういう御意見が出て、調べますと、そういう町が無管理というか、そういうことがあったということで認めて、4か所、5か所はもう全部購入してもらったわけですけれど、途中で、今、図面をお渡ししておる中で、近永地区的図面があると思います。

多世代交流施設の近くで、三間川を挟んであるところなのですが、図面を持っておられる方あると思いますが、これが三間川の降りるところ、左側は愛媛銀行がありま

して、その横、固有の名前を、家の名前を言ってもいいかな。

○議長（芝 照雄君）

あまりよろしくないですね。

○8番（井上 博君）

よくない。よくなければ伏せておきますけれど、その横のところが町道になって、真っすぐ三間川のほうへ。それで三間川の奥は弓滝神社があるのでけれど、そこのところの赤い斜線をしておるところなのですけれど、その部分がこれ、昔は畠やったのですけれど、これを町道にして河川敷まで降りるようになったと。

その分が造成をされて、家が建つとるわけですけれど、1軒、2軒、3軒、4軒と。1軒目は、手前のほうは全部購入をされました。2軒目もされていますけれど、その道路から拡張して造成をしております。河川敷から言うと、1軒、2軒、3軒とも全部、造成をしております。その分が分筆されずに、町道の上に私有地が乗っておるということです。

これが10年前近くにその問題がありまして、こうこうでと言ったら、ちょっとあるこの1軒目がちょっと裁判中になりまして、それがちょっと町としても業務が停止と、できなかつたというのが現状で、今になって私に、また全然それから進んでないのではないかということで、恐らくこの当時はK課長にM係長がおったときでございますので、今の現在の佐子課長も、推測ですよ、ずっと建設課におられたというから、恐らく課長も耳に入ってるのではないかという推測で物を言いますよ、そうではないかなと思いますが、あえてこういうような事例がありますので、早急に処理をしてほしい。課税もされずに、何にもならないので、ちゃんとやっていただきたい。そういうところもきちつとやっていただきたい。

それと、あとほかにも、建設省のこれは町有地ではないけれど、同じく建設省の土地等もありますけれど、そこらも不法占拠している人がたくさんあると。特に鬼北町の河川敷においては、県も悪いけれど町も悪いねというようなことです。管理が悪い。

それはなかなか大変なことですけれど、指摘されれば、やっぱり少しずつやらんと、黙認すると、またやり得というようなことになりますので、少しやっていただきたい、メスを入れていただきたいというのが私の考えです。

この分は早急にまた調べていただいて、やっていただければと思いますので、難しいと思いますので、それ以上の返答は要りませんので、この件はそういうことですので、指摘があったので、私もあえて町のほうに指摘をしておきます。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3、（2）について再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

（2）の地籍図のことですが、これも皆さんに資料をお渡ししております。コピーをいろいろと、各議員さん、行政の方にも一部お渡ししておりますが、見ていただいたらよろしいけれど、鬼北町は昭和42年に大体、国土調査が行われております。それで、全地区ということで、完了ということになっております。

だけど、私も法務局へ行って、家屋調査士とかいろいろな人に聞きましたけれど、これを見たら分かるように、全然分からぬやないかと。役場に行つたって、法務局に行っても一緒です。役場から法務局へ行つとる図面ですから。200円も300円も払って、分からんような図面を出すような行政もいかんなと言うけれど、昭和42年に国調されて、そのときのきちっとしたものが法務局へ行っていないから、それが公団となっておるということです。地籍図イコール公団ですね。法務局では公団と言います。

それを少しづつ、やっぱり直してもらわないと、いろいろいさかいがあつたり云々すると、一番ひどいのは本当にこの真っ黒けの、言うたらもうこれは分からんと思います。分かるのは何か言うたら、この一番上の鬼北ニュータウンだけ、これは分かります。

それから今度ずっと行つたら、そこからこう行ってここの交差点があつて、ここから橋があつて、ずっと行って東洋軒、ファミリーマートの辺りに来るのだけど、こんなもの分からんですね、そういうのもびっくりしますよ、これを見たら。本当に現状とは全く違う。それが非常にいかんと。

それで、議員さんには別の物をお渡ししておりますけれど、それは三間町。三間町は最近やっておりますので、きれいに。宇和島市もまだ国調は済んでいません。だから、早く済んだのがいいのか悪いのか分からんけれど、悪いほうに出ていますね、鬼北町の場合は。

だから、これを少しづつ直していただきなければ、お金を持って、ちょっとそこのを下さいや、地籍図と言うたって何にもならんので、そういうところを改善していただきたいというのが、私の考えというか、要望もありますが、これをどのように。住民サービスから言うたら、早急に少しづつ地区、地区を決めて、地区によつたら本当にきれいに出とるものもあります、地籍図は。だけれども、このようにもう全然、見ても分からんようなものもありますので、その分を含んでいただいて、何か年計画とか云々とかいうふうにされて、やってはどうかというのが私のお願い、意見があるので、

町長のちょっとと考え、これから先どういうふうにされるかということを、改善されないと、ちょっとお金を出して、お金を払うだけあほうみたいなんです。分からんものにお金払うのはいかん。三間町の支所へ行ったらきれいに出ていますから、それできれいなのをもらえます。

そこをちょっとお考えをお尋ねしたい。

○町長（兵頭誠亀君）

御指摘ありがとうございます。

ただ、今、手に持たれておったこれは、多分これは集成図です。2,500分の1の。だから、地籍図のように細かくないものですから、この河川の部分とか、分筆した部分がこのように重なることは昔はあったということだと思うのですよ。

地籍図のほうはもう少しこれが細かくなるのですけれども、ただ、議員言われたように、三間町の分がうまくいっとるんやったら、それは私、実は拝見したことがないですよ。ですからこれから先、少し参考にさせてもらいたいと思います。ありがとうございます。

○議長（芝 照雄君）

井上委員、よろしいですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、井上博議員の一般質問を以上で終了したいと思います。

次に、6番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は質問席へ移動してください。

中山議員、ただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○6番（中山定則君）

議席番号6番、中山定則です。

先の通告のとおり一般質問を行います。

質問1、スポーツの振興について。

スポーツは年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、人が生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営む上で欠かせないものになっています。

鬼北町のスポーツの振興について伺います。

（1）平成6年度鬼北町主催のスポーツイベントの開催状況とその成果について伺

います。

(2) 子どもから高齢者まで、誰もが体力・年齢・目的等に応じて親しむことができる各種スポーツ教室、講座等の開催状況を伺います。

(3) スポーツ基本法、平成23年法律第78号第10条に基づき、地方公共団体はスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとされています。愛媛県は、スポーツ立県愛媛の実現に向けて、第二期愛媛県スポーツ推進計画を策定しています。

鬼北町においてもスポーツ推進計画を策定して、総合的にスポーツ振興を図り、地域で活発に運動・スポーツを楽しむことができる、スポーツによるまちづくりを進めていく考えはないか伺います。

以上、お願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、（1）のところで中山議員は平成6年と言われたのですけれど、通告では令和なので、令和で間違いないですか。

○6番（中山定則君）

はい、すみません。訂正してください。

○議長（芝 照雄君）

それでは答弁願います。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、中山定則議員のスポーツの振興についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、令和6年度鬼北町主催のスポーツイベントの開催状況とその成果についての御質問でありますが、鬼北町及び鬼北町教育委員会が主催または共催いたしましたスポーツイベントは、年間を通じて様々な種目で実施されました。

具体的には、5月14日から10月7日まで、鬼北町ナイターソフトボール大会、5月28日から6月12日まで、宇和島市北宇和郡中学校総合体育大会、7月14日に鬼北町PTA連合会レクリエーションバレー大会、7月21日に北宇和郡小学校水泳記録会、8月4日に四万十・源流広見川川上り駅伝大会、10月1日から3日まで宇和島市北宇和郡中学校新人総合体育大会、10月9日に北宇和郡小学校陸上競技大会、1月12日に鬼街道駅伝競走大会、そして3月2日には鬼北町長旗争奪バレー大会などのイベントを開催しております。

さらに公民館におきましては、運動会、レクリエーションバレー大会、歩こう会、登山、クロッケー大会、モルック大会など、各地域に密着した、気軽に参加で

きるイベントを行いました。

加えて、奈良山等妙寺史跡公園では、地域資源を生かした健康づくりの一環として、秋の朝修行トレッキングThe雲海を5回、春の朝修行トレッキングThe雲海を1回開催し、文化や自然に親しみながら体力づくりやリフレッシュを図る機会を提供いたしました。

これらのイベントを通じまして、町民の皆様が日頃の練習の成果を発揮し、健康増進や体力向上、そして交流を深めることができたと考えております。スポーツへの関心が高まり、世代を超えた交流が行えたことも成果に挙げられるかと思います。

また、川上り駅伝大会につきましては、県内ののみでなく、県外からの参加者もございまして、広見川という観光資源を活用したスポーツイベントとして、鬼北町のアピールにもつなげることができたと思っております。

次に、2点目の子どもから高齢者まで、誰もが体力・年齢・目的等に応じて親しむことができる各種スポーツ教室・講座等の開催状況についての御質問であります、小学生につきましてはスポーツ少年団を中心に、サッカー、ソフトボール、ミニバスケットボール、剣道、乗馬、軟式野球、ソフトテニス、バレーボールなど、幅広い競技に取り組んでおります。

また、公民館ではカヌー、登山、モルック、カローリング、クロッケー、アスレチック、トランポリンといった、楽しみながら体を動かせるスポーツ体験を提供し、子どもたちの体力づくりとともに、スポーツの楽しさに触れる機会を設けています。

広見B&G海洋センターでは、小学校1年生から4年生までを対象にB&Gおたまじやくし水泳教室を開催し、水泳技術の習得だけでなく、水辺の安全教育の場としても大きな役割を果たしております。

さらに、B&G広見海洋クラブの活動においては、町内での水泳やカヌー、県内交流会でのスキーなど、年間を通して多彩なスポーツに取り組んでおります。

中学生につきましては、これまでどおり部活動が中心となっておりますが、今年度からは中学校部活動地域展開実証事業を導入し、広見中学校のソフトテニス男子、ソフトテニス女子、軟式野球、バレーボールの4種目については、土日や祝日に町のクラブ活動として実施しております。これにより、学校・地域が連携し、指導者の確保や練習機会の充実を図っております。

高校生においても、各高等学校の部活動等を通じて、日々の練習や大会参加に熱心に取り組んでおります。

また、鬼北町スポーツ協会には、卓球、陸上、ソフトボール、バレーボール、ペタ

ンク、ソフトテニス、ゲートボール、バドミントン、スキー、剣道、レクリエーションバレー、ゴルフ、トランポリン、バスケットボール、トレッキングなど、多種多様な加盟団体があり、それぞれが活発に活動しております。

さらに、スポーツ基本法第21条に基づく総合型地域スポーツクラブとして、鬼北スポーツクラブがレクリエーションバレー、卓球などのスポーツ教室に取り組み、誰もが気軽に参加できるスポーツ環境の整備を進めております。

加えて、広見B&G海洋センターでは7月、8月の毎週金曜日にB&G水泳教室を実施して、水中ウォーキング等の運動を行っておりますし、各公民館では保健介護課が企画するいきいき体操教室等の体操教室が開催され、ヨガやボール体操などに取り組んでおります。

次に、3点目の鬼北町におけるスポーツ推進計画の策定についての御質問であります。令和5年1月18日にスポーツ庁から発出されました、地方スポーツ推進計画の策定等に係る事務負担の軽減についてにおいては、必ずしも単独の地方スポーツ推進計画である必要はなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置づけることも可能であるとされております。

本町では、第二次鬼北町長期総合計画の中に生涯学習・生涯スポーツの充実を盛り込んでおり、この計画をもってスポーツ基本法第10条に定める、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めていると解しております。

議員御指摘のとおり、スポーツは年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが生涯を通じて心身の健康を維持し、活力ある生活を送るために欠かせない要素の一つであります。教育委員会といたしましては、今後も地域で気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを継続し、自主的な活動を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

令和6年度鬼北町主催のスポーツイベント、説明があったわけなのですが、スポーツの日、10月第2月曜日のスポーツイベントは開催されたのかについて。

それと、それぞれ成果はあったということでの答弁であったかと思われますが、特に高齢者のスポーツイベントの開催について、再度、御答弁をお願いします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

まず最初に、スポーツの日のイベントに関してなのですけれども、スポーツの日の前々日、前日につきましては、町最大のイベント、でちこんかが開催されておりますので、スポーツの日に合わせたイベントというのは令和6年度、開催しておりません。

また、高齢者のイベントに関してなのですけれども、高齢者に関しましては各公民館で各体操教室等を行っておりますし、そちらのほうに、大勢の方に参加していただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。了承ですか。

○6番（中山定則君）

分かりました。

○議長（芝 照雄君）

それでは質問1、（2）について再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

先ほど説明があったわけなのですが、各種のスポーツ教室・講座等なのですが、現在の状況で十分であるとお考えなのか、答弁をお願いいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

講座等の開催に関してなのですけれども、各公民館でも積極的に行っていただいておりまして、現在、また住民の方から要望があれば、それもまた公民館のほうでお話を伺って、また変更することも可能だとは考えておりますので、現在の状況で十分ではないかと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

私は、現在の状況では不十分だと思っております。

総合公園の体育館も冷暖房もできましたし、もっと活用ができるのではないかと思いますので、その辺、御検討いただいたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁は。

○6番（中山定則君）

要らないです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（3）について再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

国において第3期スポーツ基本計画を定めています。その計画によりますと、スポーツ健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合は、令和3年度15.6%から40%とする目標を設定をしております。これが国の第3期スポーツ基本計画にあります。

それで、先ほど教育長答弁があったように、地方におけるスポーツ推進計画と言わされたとおり、市町村が地域スポーツ推進計画を策定する際には近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含め、各地域の実情に応じて適切に判断というふうなことで、このスポーツ基本計画が定められております。

それで今、言いましたように、国としてはそういうことで、近隣と合わせて15%から40%まで引き上げる。愛媛県の県内の状況を聞いてはいないのですが、県もスポーツ立県愛媛を定めているということで、第2期の愛媛県スポーツ推進計画、先ほど説明しましたように、令和5年から令和9年度の5年間、作成しております。

そういう中で、やはり現在の長期総合計画のこの生涯学習・生涯スポーツの充実、この部分をもってスポーツ推進計画とするのはちょっと無理があるのではないか。もっとやはり、質問させていただいたように、活発にスポーツ・レクリエーションを楽しめるような計画をつくるべきではないかと思います。

それで、愛媛県のアンケート調査によると、アンケート調査等を含めて、週1回以上スポーツを行う県民の割合、成人で令和4年度の実績が56.3ということを、令和9年度に70%まで引き上げるというような計画になっております。

スポーツ立県愛媛県の市町として、町として、やはりしっかりした計画を立てていくべきだと思いますし、今、第3期に向けて計画されていると思いますので、先進事例等も参考に計画すべきだと思いますが、再度、町長のお考えを伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

計画の策定に関する御質問ですが、近隣の2市2町に確認しましたところ、地方スポーツ推進計画を策定された自治体は1自治体でございまして、あの自治体に関しましては、総合計画とか教育大綱の中で策定をしているという御回答でございました。

それに合わせまして、スポーツ庁からは地方公共団体における当該計画に係る事務の実施実態を把握した上で、その在り方について検討をいたしまして、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずるということが公文書で発出されておりまして、また、スポーツ庁の令和8年度以降に発出される指示に基づきまして、また計画については検討させていただきたいと考えております。

また、スポーツの愛媛県の計画で、成人が週1回スポーツをする機会を70%まで向上させるということでございますが、こちらに関しましては、町の大会とか講座だけで、なかなかそこまで引き上げるのは大変困難だとは考えておりますので、町としてはきっかけづくりといたしまして、各種大会や講座等を開催いたしまして、それに引き続いて、また継続的にスポーツを行っていただける環境をつくりたいと考えておりますし、また、国の調査では、20代から40代の世代で運動をする、週1の運動の実施率が低いという結果が出ておりますので、そちらに対しましても、現在のイベントや講座等をブラッシュアップして対応できるように、また検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

御答弁いただいたのですが、私は町長のほうにも答弁をお願いをいたしたいと思います。

これは教育委員会というか、町全体の問題でもありますので、国においてはスポーツ立国、そして県においてスポーツ立県ということですし、やはり、スポーツを通じてのコミュニティづくり・地域活性化というのについては、高齢化が進んでいる中、特に触れ合いが必要になってくると思いますので、ぜひとも町を挙げてスポーツに取り組むということを、生涯学習を宣言している当町でもありますし、特に要望いたし

ますので、再度、町長の答弁をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

まず、一つ目の質問の中で要望を言われて、答弁をさせていただく時間がありませんでしたけれども、私は今の状況、各行政主導の部分についてはもう十分やってくれておると認識しております。議員さんとは違う考え方であります。

高齢者の方々のスポーツの振興については、今まで自主的にやっていただいたクロッキーとかゲートボール以外に、様々な今、スポーツというものを公民館または老人クラブで指導してやってもらっております。

また、今はプールのほうにも、歩きながら健康を維持していただくような教室についてもしっかりと、どんどん人が来ていただけます。やはり、議員さんは数字のことを言われますけれども、それぞれの自治体において高齢者の比率も違いますし、また、障害を持たれる方の割合も違います。鬼北町には鬼北町のやっぱり計画といいますか、長期総合計画に基づいた第一次産業が主要の地域である鬼北町において、どのようなスポーツの啓発が必要なのかというものは町が定めるべきだと。

もちろん、各市町との連携は必要でありますけれども、各市町との連携というのは、一つは広域連携として福祉施設をつくったり、消防の業務をしたりというところについて、経費の削減ということ、また、高齢者施設を多様につくって、それぞれの部屋の空き具合によって移動してもらったりというふうな利便が多い面、そこら辺りを考えもらっているのだろう。ただスポーツの分野については、一番は個人個人の自主性というもので、私はもうイベントにどんどん、今、御案内いただいておりますけれども、みんな楽しい汗をかいていただいていると信じております。

議員さんも卓球だけではなしに、いろいろな行事に参加していただけると思うのですけれども、数や数値ではなく、一人一人の心の奥深さと温かさというものを私は感じておりますので、今ままやつていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

町長も今まで十分だという考え方なのですが、私はまだ不十分だと思いますので、ぜひとも計画を立てていただくとともに、総合計画で盛り込んでいただけるということであれば、総合計画に盛り込んでいただく内容について十分検討されたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りませんか。

○6番（中山定則君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で中山定則議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

再開を2時10分とします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、入田伸介議員の一般質問を一問一答方式で行います。

入田議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

入田議員、質問1について質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

議席番号2番、入田伸介。先の通告のとおり質問いたします。

質問1、鬼北町地域防災計画について。

(1) 204ページ、南海トラフ地震の(4)被害想定のうち、電力は発災直後、停電件数7,024件、停電率99.9%であるのに対し、1週間後は同429件、6.1%まで回復するとあります。この根拠を伺いたい。

(2) 41ページ、第4節指定避難所の設備及び資機材の配備について。

非常用電源及び燃料、夏季の酷暑、冬季の厳寒等への対策は取れているか。

(3) 指定避難所はペットの同行避難は可能か。

(4) 47ページ、第3節、物資供給体制の整備について。

地域内輸送拠点、広見体育センターと鬼北農業公社倉庫が物資集積場所となっておりますが、ここから全26か所ある指定避難所までの物資の輸送手段、並びに、52ページ、第13章、孤立地区対策において、孤立した地区の住民に対する支援方法をそれぞれ問います。

これは、129ページ、第9章、孤立地区に対する支援活動における緊急支援物資の確保・輸送に関するものです。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の1番目の鬼北町地域防災計画についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、南海トラフ地震の被害想定のうち、電力は発災直後停電軒数7,024軒、停電率99.9%であるのに対し、1週間後は同429軒、6.1%まで回復するとある、この根拠を伺いたいとの御質問であります。

鬼北町地域防災計画に記載している南海トラフ巨大地震に係る電力の被害想定及び復旧見込みは、町独自の試算によるものではなく、愛媛県が平成25年12月に作成した、愛媛県地震被害想定調査の最終報告のデータを引用したものであります。

地震の揺れ方、震度、県内被害状況の差異によって町内の復旧速度は変化する可能性があり、町独自で見解を出し、判断することは困難であることから、現在のところこれを引用しております。

県の被害想定は、津波、流れ、火災及び電柱損壊等による影響と、過去の大規模地震における復旧状況などを、被災事例を基に発災直後からの復旧日数をモデル化した電力の供給率復旧曲線により算定されています。

具体的には、南海トラフ地震により町内ほぼ全域で停電が発生すると想定されますが、電力会社による応急復旧作業が順次進むことにより、発災から1週間後には停電軒数が約429軒、停電率6.1%程度まで回復すると試算されています。

したがいまして、この数値は町独自の調査結果ではなく、県の被害想定を根拠として記載しているものであります。

2点目の、指定避難所の設備及び資機材の配備について、非常用電源及び燃料、夏季の酷暑、冬季の厳寒等への対応は取られているかとの御質問でありますが、本町の指定避難所における非常用電源及び燃料の整備状況につきましては、町内のほとんどの指定避難所に可搬式発電機や蓄電池を配備しており、この燃料については町の備蓄や地域の燃料供給事業者との協定により、災害時に優先的に供給を受けられる体制を整えております。また、一部の指定避難所には常設型非常用電源を整備しており、今後においても順次整備していく計画しております。

夏季の酷暑・冬季の厳寒等への対応につきまして、公民館や学校校舎等の指定避難

所については冷暖房設備を整備しておりますが、冷暖房設備のない体育館等については、暑さ対策として扇風機やポータブルエアコン等を整備し、寒さ対策として毛布、防寒シート、石油ストーブやポータブルエアコン等により対応することとしております。

しかし、避難者数や建物の構造によっては十分とは言えない場合があります。そのため、必要に応じて災害協定に基づく物資供給体制を活用して、資機材の搬入ができるよう準備しております。

今後も、避難所の環境改善を図り、避難者の健康を守るための資機材の計画的な整備を進め、災害時における安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、3点目の、指定避難所はペットの同行避難は可能かとの御質問であります、本町では、鬼北総合公園及び公民館の5か所の指定避難所において、ペットの同行避難は可能としております。

これは、飼い主がペットを連れて安全な場所へ避難することを推奨するものであり、環境省の、人とペットの災害対策ガイドラインに基づいた対応でございます。

ただし、避難所内で人と同じスペースで生活する同室避難ではなく、原則として人用スペースと区分した分離避難を基本としております。これは、鳴き声や動物が苦手な方への精神的負担を考慮し、集団避難生活における衛生環境の保持、アレルギーを持つ避難者への配慮が必要なためであります。

町内の指定避難所の中には別室にペット用スペースが設けられる施設もありますが、全ての避難所で十分な対応ができるわけではありません。また、ペットの生活に必要な物資は飼い主が持参していただくこととなりますので、平常時から避難用のケージやキャリー、ペット用フード、排せつ処理用品等を準備していただく必要がございます。

今後も、人とペットが共に安全に避難生活が送れるよう環境整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の物資供給体制の整備について、地域内輸送拠点から全26か所ある指定避難所までの物資の輸送手段、並びに孤立地区対策において、孤立した地区的住民に対する支援方法をそれぞれ問うとの御質問であります。

まず、物資輸送手段についてでありますが、本町では災害時における物資集積場所として広見体育センター及び鬼北農業公社倉庫を指定しております。ここに集積した物資は、町保有の公用車、軽トラック等に加え、運送事業者や建設事業者との災害協定に基づき、トラック等を活用して各指定避難所まで輸送することとしております。

また、道路状況によっては、重機、小型車両や手運びによる搬送、さらには県や自衛隊への支援要請も視野に入れております。

次に、孤立地区への支援方法についてであります、台風や地震等により道路が寸断され、孤立した場合は、まず防災行政無線や衛星携帯電話等で被害状況と必要物資を確認します。その上で、車両での進入が困難な場合は、徒步による搬送、災害協定に基づくドローンによる搬送、県や自衛隊、消防等関係機関の協力を得て、ヘリコプター等を使用した物資搬送を行う計画としております。

しかしながら、公助には限界があることから、あらかじめ地区の自主防災組織等と連携し、一定期間は自助・共助で生活できるよう、食料や飲料水等の備蓄をお願いしているところでありますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、入田伸介議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

この被害想定は、先ほど県の平成25年度のデータによるという御答弁でしたが、確かに東日本大震災及び熊本地震、こちらの災害ではおっしゃるとおり、発災後1週間で約9割の電力が回復しておるというデータ、確かにあるのですけれども、昨年起きました能登半島の地震では、1週間後はまだ、1ヶ月後でも40%という数字があるようです。

この前者と後者の違いは、すなわち平野部か、中山間地かということのようですが、特に本町のように中山間地域におきましては、このデータがそのまま使えるものかと、ちょっと甚だ私としては疑問に思っております。

また、この数字にこだわるのは、やはり先ほど町長もおっしゃいましたとおり、災害は、自助・共助・公助とありますが、私は自助が一番専ら力を入れるべきといいますか、大事なところだと思っておるのですけれども、この鬼北町地域防災計画を全ての住民の方々が御覧になるとは思いませんが、1週間たつたら電力はほぼ戻るんだなというような意識が町民の方々に行き渡った場合に、その自助の、言いましたら、住民の皆様方の意識が、ひょっとしたらちょっと低下するのではないかということを危惧しますので、ここで質問させていただきました。

また、平成25年ということはもう大分前のことですので、これは県のほうともまた御相談いただきまして、うちの鬼北町の防災計画のほうにいま一度盛り込んでいただければと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

御指摘のとおり、今日の答弁はこの防災計画の質問でしたので、そのような答弁をさせていただきましたけれども、これを策定したのは今年の1月1日以前でございますので、十分配慮しなければならないと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

問題ないです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

指定避難場所への非常用電源は配備されているという御回答でしたけれども、私はどちらかと言いますとこの暑さ対策、今、方々で取り上げられておると思いますが、暑さ対策について今回特にお伺いしたかったのですが、先ほどおっしゃったように、扇風機だとかポータブルのエアコンとかいう御回答でしたけれども、私の地元に、日吉の農林業者トレーニングセンターというところがありまして、ここが日吉地区の一つの指定避難場所になっておりますが、トレーニングセンター、トレセンと私どもは言っておりますが、その立地条件は東側が山で、南側が日吉小学校、すなわち北面と西面がオープンスペースという形になっておりまして、冬の季節風及び夏の西日はまともに当たる設備になっております。

今のトレセンの暗幕と、網戸と、それで今おっしゃった扇風機と、どうも私はちょっと見たことがないのですが、災害時だけにしか使えないということですので、そういったポータブルのエアコンというのは私、勉強不足で見てはおらんのですけれども、そういうた設置のみでトレーニングセンターの空調といいますか、冷房設備がそれだけです。

できればエアコンとかをつけていただければ本当に助かると思うのですけれども、そういうた計画はないでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいま御質問にありましたように、暑さ対策というのは非常に重要になってきております。特に近年、この暑さというのは異常というふうに言われている状況ではあります。

避難所によっては、やはりこういったスポットクーラー的なものを、ポータブルエアコン、扇風機等では対応し切れない場合もございます。

その場合に、災害協定に基づいて資機材のリース会社、あるいはホームセンター等の関連法人等との協定を結んでおりますので、そういったところから改めて物資の供給をお願いするというところが一つ。

そして、先ほど入田議員もおっしゃっていただきましたけれども、非常に自助というものが重要になってまいりまして、御自身のほうで暑さ対策ができるグッズ、例えば携帯の扇風機でありますとか冷却シート、冷感の着るもの、肌につけるもの、そういったものも御自身のほうで準備をできるだけしておいていただければというふうに考えております。

できるだけ快適な環境で避難生活が送れるように充実させていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようにお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

今回は、これは災害時ということで御質問させていただきますので、今の回答で納得はするのですけれども、ほかの指定避難所もそうなのですが、学校の体育館であるとか、こういった運動施設が今回、指定避難場所、多々、多くあるというふうにお見受けしております。

災害時に対しては、今言われたような対応でもいいと思うのですけれど、やはり学校施設でありますとか、ふだんから住民の皆さんのがお使いになるところですので、災害時だけに緊急支援で運ぶとかいうよりも、常設的に何かできるのであればと。今回の質問とはちょっと外れるのですけども、そういったところも何かお考えいただければと思っております。

それと、輸送に関しては後段にありますので、また後ほどお伺いしますが、なかなか課長、自分で涼しい物を持ってこいというレベルではないですよ。それだけはちょっと御認識していただいたらと思っております。かなり暑いです。

特に先ほど申しましたトレセンのほうは、もう扇風機を回しても暖かい空気がぐるぐる回るだけで、夜は先ほど別の一般質問でもありましたけれども、スポーツをされている子どもたちとかに関しては、あんまりこれはちょっと劣悪な状況ではないかなと思っておりますので、そこら辺も含めて御対応いただければと思います。

質問は以上です。答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

いいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

今日の議長の御報告にあった県の防災訓練のときに、外ではあったのですけれども、そのテントが設営された後ろのほうから、めちゃくちゃ冷たいというような扇風機がありましたよね。あれをちょっと私も、写真を撮つとるのですけれども、びっくりしますて、こういうものがあるんじやという、あれは結構冷えるのではないかと思うのですけれども、少し検討させていただきたいと思いますので御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（芝 照雄君）

それでは入田議員、質問1（3）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほどの町長の御答弁では5か所ほどですか、ちょっと私、聞き取り漏らしてしまったのですけれども、ペットを同行できる避難所はあるということでしたが、ほかの全避難所がそうなっているわけではないのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますけれども、指定避難所26か所ございますが、通常、ペットの受入れができるところというのは5か所のみとしております。

場所につきましては、近永公民館、愛治公民館、三島公民館、日吉公民館、鬼北総合公園体育館という場所でペットの同行避難が可能ということにしております。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

各旧村といいますか、各地区にあるという認識ですか。

それは、住民の皆さんは認識されているのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

住民の方への周知についてですけれども、このペットを同行避難したいという方、個別で受付をさせていただいておりますので、広報等はできておりません。

ただ、ホームページ等において避難ができるというふうなところにつきましては、今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

日吉のことばかり言って申し訳ないのですけれども、日吉地区であると中央公民館でしたか。ペットを飼っている方がどこにどれだけいらっしゃるのか、ちょっと私は存じ上げないですけれども、例えば、父野川のほうからあそこへ出てきてくれというのはなかなか、特に大地震の場合は、恐らく御存じのとおり父野川地区は道1本しかありませんので、寸断される可能性がかなりあるなと思っております。これは後段の4番で質問したいところではあるのですけれども、どうなのでしょう。

そのペット同行可能避難所の設定の根拠は何なのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

今回のこの根拠についてですけれども、それぞれの施設の管理をされている職員等に確認をして、部屋が確保できるところでこの5か所としております。

ただ、入田議員の御質問にもありましたように、災害の状況によっては当然、この避難所に行けないというふうな場合もありますので、そういった場合につきましては、現在指定しております指定避難所で、状況に応じて柔軟にペットの受け入れもできるよ

うな体制は整えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

他の指定避難所を見ますと、ほぼほぼ学校が多いかなと思っておるのですけれども、大変、ペットを飼育されている方には失礼かとは思うのですけれど、衛生上ですよね。仮に、ほかの指定避難場所を拡張していただくに当たって、学校施設はそういったペット受入れとかは可能なのですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

学校施設でのペットの受入れですけれども、教育委員会と詳細について協議はまだ行っておりませんので、確認して御報告させていただければと思います。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、後刻報告でよろしいですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そうしたら、この件に関しては了承で。

それでは、質問1、（4）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

私が危惧しておりますのがこの4番なのですけれども、特に日吉地区の場合は先ほど申し上げましたとおり、父野川地区です、道が1本しかないということで、非常に脆弱な交通手段、交通体系となっておると認識しております。

仮に大地震が起きて道路が寸断された場合、特に孤立地区がこの地区はたくさんでくるのではなかろうかと思っております。

先ほど、町長が御答弁で、トラックであるとか重機であるとか、陸送の件に触れられました。最後にドローンを飛ばすということで、協定があるというお話をしたけれども、地域防災計画の資料編で、確かに無人航空機の協定は結んでおられるみたいですけれども、これには情報・映像・画像の収集のみというふうに記載はされておるの

ですけれども、こういった資機材も運べるような協定を結んでいるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの、ドローンでの資材の搬送についてですけれども、これ以外に広域において各県内市町において協定を結んでおりまして、例えば宇和島市であるとか、そういったところで保有しておりますドローン、また、この協定後に新たに物資が搬送できるものというのもございますので、そういうものを活用して物資のほうを、ドローンでの搬送をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

鬼北町だけ震度6になるわけではないと思うんです。南海トラフは多分、宇和島市も恐らく、どちらと協定を結んでおられるかちょっと私、存じ上げないですけれども、どこも同じような状態。特に海岸線はかなりの、津波等で被害があると思っておるところに、うちにドローンを飛ばしてくれと了承してもらえますか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問ですけれども、例えば宇和島市が保有しているもので広域的な災害が起こった場合、飛ばしてくれるのかということですけれども、そういった場合につきましては当然、保有の市町のほうが優先ということになってこようかと思います。

特に広域的な災害が起こった場合につきましては、孤立集落が発生した場合につきましては、もう自衛隊等の協力を得てヘリコプターでの物資搬送ということになろうかと思います。

あくまでもドローンの近隣市町の協定につきましては、局地的な孤立集落が出た場合というふうなことになろうかと思います。

以上です。

○2番（入田伸介君）

1番の質問の停電なのですけれども、私、1週間とかとてもではないけれど1週間で終わるとは思ってません。恐らく1か月、最悪数か月、パワーは止まると思っておいたらいいかなと思っております。

そういう場合、孤立したところの方々には長期にわたる支援物資の支給が必要になろうかと思うのですけれども、自衛隊のヘリであるとか、今おっしゃいましたけれども、ほかの地区も被災しているところに向けて、本町、恐らく孤立地区がたくさんできると思うんです。そこにピンポイントで、ここに持つていってくれというのは、なかなか自衛隊に言いにくいのではなかろうかと、個人的にはそう考えるのですけれども、であればもう町でドローン、数十キロから100キロ程度を引き上げれるような大型ドローンを2機か3機、購入してはどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

大型のドローンの購入ということの前に、それを誰が操縦をするのかということで、現在の全国のニュースになってるのは、いち早く消防団のドローン部というのですか、ドローン班ですか、そういうものをつくっておるというふうなことも情報で聞きました、これはうちで何とか使えるのではないかなどというふうに私は思っております。

なかなか、その試験には国、民間それぞれ両方のがあります、災害のときにどちらのほうの免許を取るのが適当かということを今、悩んでおるのですけれども、ただ、隣の宇和島市さんは民間のほうを取られているのですけれども、今、御指摘があつたように、孤立のところにすぐに運ぶのには、上空から飛ぶのでそれぞれの管理、航空局のほうの認可が要るわけなのですよ。

それを、国の試験を取ればその必要がないということがあって、そこまで詰めてはおるのですけれども、その次のところの段階で、消防団員の方にそこまでの負荷をかけていいのかということもあって、少し情報を収集しているところであります。

ただ、言われるとおり、これを作成したのは能登の前だったものですから、これはどの電力の回復力がなかった、その能登の部分については私も危惧しておりますし、海岸がない鬼北町にとって、今度の能登半島の地震というのは本当、言葉は悪いですけれども、教訓になったというところもありますので、その分については危惧をして

いるということは御理解いただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

ドローンの、どこが管轄するかというお話をしたけれども、私個人的には、例えば農業公社が農薬を散布するとか、農林公社が機材を山に運ぶとか、その災害時以外にもたくさん用途はあろうかと思いますので、消防団のみに限定する必要はないかと思います。

ただ、町長おっしゃるとおり、その免許を誰が持つかというところがあろうかと思いますので、そこは確かに検討の余地あるとは思いますけれども、やはりドローンの配置、以前は乗用車でもナビゲーションシステムなんか、一昔前はどの車にもなかつたのですけれど、最近は標準品になっているように、恐らくドローンは災害の標準装備になろうかと思っておりますので、早い遅いは別として、そういう装備の充実も図っていただければと思っております。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りますか。

○2番（入田伸介君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、入田議員、質問1については以上で終了します。

質問2について質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

質問2、外国資本もしくは町外第三者による森林の取得について。

本町は近隣水系の源流部に位置しており、第三者による森林取得は乱伐や廃棄物の不法投棄等、森林そのものの存続の危機もさることながら、水資源確保または水質保全の点で大いに問題があるように考えます。

そこで、（1）本町においてそのような事例はないか。

（2）現所有者との情報共有の手段はあるか。

（3）この外部からの町内森林取得の要望があった場合、どのように対応するかを伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の2番目の、外国資本もしくは町外第三者による森林取得についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本町においてそのような事例はないかとの御質問ですが、外国資本による森林取得の事例は把握しておりませんが、町外第三者による森林取得については、森林法及び国土利用計画法に基づく届出の情報により事例は把握しております。

次に、2点目の現所有者との情報共有の手段はあるかとの御質問ですが、所有者から森林売買の事前の連絡など、情報を得る手段はありません。

町が情報を得る時期は、国土利用計画法の規定に定める面積に該当する場合は、売買契約後2週間以内に、それ未満の場合は所有権移転後90日以内に情報を得ることとなります。

次に、3点目の、今後外部からの町内森林取得の要望があった場合どのように対応するかとの御質問ですが、山林取得については法的に規制はありませんが、事前に森林取得の情報提供があれば、任意による山林の所有目的など、事前に確認することは可能であります。その後、取得した森林の取扱いについては、保安林制度や林地開発許可制度に基づき、森林所有者により所定の手続が行われるものと考えております。

以上で、入田伸介議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

そうしたら、このような事例があるということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

再度繰り返します。外国資本による森林取得の事例は把握しておりませんが、町外第三者による森林取得について、森林法及び国土利用経過法に基づく届出の情報は把握しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

この質問に対してはどういった答えになるのですか。あるかないかなのですが

も。

○町長（兵頭誠亀君）

外国資本というものを、日本人の方の名前で外国の方々が購入されるということは分かりかねるということです。

要は議員さんが何を訴えられたいのか、御質問の内容では分かりかねたので、このような答弁になってしまふということで御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

御存じかと存じますが、北海道等々、いろいろなところで外国資本による森林の取得がかなり進んでおるようです。それもいろいろな目的があろうと思うのですけれども、水資源等々の取得から、観光用途から、いろいろな理由があるのですけれども、私がこの質問で危惧しますのは、ここにも書いてありますように、全く知らないところで全く知らない人が勝手に森林を取得して、それでこの水資源を汚染されるであるとかがないのかという、それを危惧しておるのですけれども、伝わっておりますでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御指摘のことは十分承知しておりますけれども、把握しているか把握していないかということについては、行政のほうでは、例えば私が相手方に4反の山を売った場合に、それを町のほうは全く、所有権移転の登記で分かるだけでありまして、ほかでそういうようなものを売ったから、ここは危険であるというような情報は全くない。

その売買相手が先ほど申し上げましたように、海外の方の名前であるかどうかについてはそこで分かるわけでありますけれども、議員さんが心配されているのは、日本人の方が外国の資本を利用してその土地を買った場合には、名前は日本人であった場合には、そこの危惧したところが分からないではないですか。

そこら辺の部分もあるので、把握し切れないというふうに答弁をさせていただくのが一番いいだろうと思ったわけであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

すいません、質問の仕方が悪かったようです。失礼しました。

私が言いたいのは、今回この質問をするに当たって私なりにいろいろと調べておったのですけれども、たまたま令和7年4月25日付で衆議院のほうに、今井雅人さんとおっしゃるのでしょうか、ちょっとお名前、ちょっと読み方が間違っていたら失礼なのですけれども、今井雅人さんという国会議員の方が同じような質問を国会にされているのですけども、その答弁は、ちょっと要約といいますか、結局そういった事例は各自治体に任せてあるという答弁だったんです。

ということは、鬼北町なりが対応しなくてはいけないと思うのですけれども、私、正直言って、これは自治体で対応できる問題ではないと思うのですけれども、これを国のはうはそういう認識、それで町のはうはできる。私も難しいと思います、今、町長がおっしゃったように。かなりこの問題、ニッチなといいますか、もう所掌範囲があやふやなところだと思うのですけれども、その割にはかなり重要な案件だと思いますので、できましたら県もしくは国のはうに働きかけをしていただいて、こういったところの所掌範囲を明確にする働きかけをしていただければと思うのですけれど、いかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

入田議員が危惧されておるところは、私も同じ意見であります。

その課題というものは、今の日本の法律上で、民間同士での所有権移転の中にそういうものが含まれておって、それは現在の自治体としても危惧するところではないかというものですので、もちろんそれは法律の中の範囲で、民法上でやられておる契約の範囲というもので、それを全部自治体が把握できることはなかなか難しいのではないかと思うわけです。

少し内容を詰めさせていただいておりまして、すぐに答弁はできかねますけども、ただ危惧するところは一緒でありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、よろしいですか。

○2番（入田伸介君）

確かに、答えは難しい案件だと思っています。

今回は提案という形で上げさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁はよろしいですか。

○2番（入田伸介君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（2）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは質問2、（3）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

いません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については以上で終了いたします。

続きまして、質問3について質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

質問3、町営住宅の収入超過者、高額所得者への対応についてお伺いします。

町営住宅入居者のうち、収入増により同住宅を明け渡さざるを得なくなった住民への対応を問います。

（1）鬼北町営住宅管理条例第33条には、当事者から申出があった場合、町長は当該住民に他の適当な住宅のあっせん等を行うものとするとあるが、他の適当な住宅にはいかなる施設が該当するのか。

（2）町営住宅入居者にとって、現住の物件を受け明け渡した場合、空き家活用は一つの有力な選択肢と考えております。現行の鬼北町空き家活用移住定住支援事業における住宅改修等に係る補助金、2款1項8目18節の設定根拠を伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の3番目の、町営住宅の収入超過者、高額所得者への対応についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の鬼北町営住宅管理条例第33条には、当事者から申出があった場合、町長は当該住民に他の適当な住宅のあっせん等を行うものとするとあるが、他の適当

な住宅にはいかなる施設が該当するのかとの御質問であります、鬼北町では、収入の上限を設けず、固定家賃を課す特定公共賃貸住宅の供給を行っております。収入超過の世帯に対しては、この特定公共賃貸住宅への移転支援をあっせんいたしております。

特定公共賃貸住宅は愛治地区に12戸、日吉地区に10戸を整備いたしております。

次に、2点目の町営住宅入居者にとって現住の物件を明け渡した場合、空き家活用は一つの有力な選択肢と考えるが、現行の鬼北町空き家活用定住支援事業における住宅改修等に係る補助金の設定根拠を伺いたいとの御質問であります。

当町では、空き家住宅を主たる住宅として利用を希望する空き家利用者に対し、住宅改修等に要する経費の一部を補助する、鬼北町空き家活用移住定住支援事業を実施することにより、空き家の有効活用を図るとともに、人口減少対策における移住定住者の維持・拡大に努めているところであります。

当事業につきましては、県外移住者を対象に愛媛県連携事業により実施されている、愛媛県移住者住宅改修支援事業の補助制度の対象とならない空き家利用者等を対象としているところであり、県連携事業において町が負担する補助金限度額と同額程度を当事業における補助金限度額として設定し、運用をしているところです。

なお、一般財源による町単独事業でもありますので、現時点において、補助率や補助金限度額の拡充や見直し等は予定しておりませんが、今後、国・県をはじめ、活用財源の見込みがある際には、見直し等の検討も図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願ひいたします。

以上で、入田伸介議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問3（1）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほど回答にありました、特別、何ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

特定公共賃貸住宅。

○2番（入田伸介君）

それは、今の空き具合といいますか、どういった。空いている部屋はあるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの入田議員の御質問ですが、特公賃につきましては愛治地区に12戸あります、今のところ9戸が埋まっています。日吉地区につきましては10戸あるのですが、そのうち7戸が埋まっています。日吉につきましては単身向けと戸建住宅の2タイプがありまして、戸建て、ファミリー向けのほうは5戸あるのですが、5戸とも現在のところ埋まっています。単身用につきましては5戸中2戸埋まっているという状況でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

日吉のことで限らさせていただきます。

今の御回答では5戸のうち5戸埋まっているということでしたけれども、やはり家族を持たれてる方、単身ではない家族の方からいろいろとお困りの声が届いております。

日吉の人が愛治にというのも確かに考えられはするのですけれども、なぜ地元に、今の明け渡す前の住宅に住むかといいますと、やはり地元での仲間たちの付き合いをなくしたくないであるとか、親御さんの面倒を見たいとか、あるいは田んぼや畠や山等、大体受け継がれたところの守りをしたいとか、結局、地元に残りたいがために、そこに執着されているという御家族がほとんどだと思いますので、他地区への移住というのはちょっと違うのではないかと思っておるところであります。

ですので、私は質問2のほうに、空き家対策のほうでこの問題を解決する一つの選択肢になろうかと思いますので、1に関しましてはこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1についてはよろしいですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは質問3、（2）について再質問してください。

○2番（入田伸介君）

先ほど、鬼北町の空き家活用移住定住支援事業における住宅改修に係る補助金の根

拠をお示しいただいたわけなのですけれども、県等との調整もあるという御回答でしたけれども、現状の補助でありますと、なかなかちょっと物足りないといいますか、私が調べましたところ、大体ですけれども、水回りのリフォーム費用の相場がありまして、キッチンと浴室とトイレと洗面所、4か所の水回りをリフォームする場合、キッチンだと50万から150万、浴室が50万から100万、トイレ、これは便座を変えるだけですが10万から30万、洗面所が20万から50万、水回り4点全てを変えますと、130万から330万程度、水回りだけでかかるというふうになります。

今の町の予算補助でいくと、最低の額はどうにかクリアできるかなという程度だと思うのですけれども、これは水回りだけですので、外回りであるとか外構とかは入っておりません。

こういった補助でなかなか空き家を活用してくれと言っても、なかなか難しいのはなかろうかと思うのですけれど、いかがなものでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、御指摘のとおり、特に最近の物価高騰等で資材も上がる中で、改修等を考える際にはそういった限度額等についても、少し見直し、検討をしなければならない部分もあるかもしれません。

ただし、答弁にもございましたとおり、県の事業以外の部分を町単事業として、現在、空き家改修事業を展開させていただく中で、単独事業でもございますので、なかなか財源等の部分も考慮する中で、検討する必要があろうかと思います。

なかなか限度額の引上げ等については、なかなか難しい部分もあろうかと思うのですが、今現在、補助金の交付につきましては償還払いという形を取らせていただいておりまして、要はかかった経費全て、御利用者様がお支払いをいただいた際に、補助金相当分を御本人さんにお支払いをさせていただく、そういった取扱いをさせていただいているところでございますが、以前より代理受領、委任払いによりまして補助金相当額を請け負っていただいた事業者等にお支払いをさせていただき、その分を、控除した部分を御本人さんの負担とする、そういったやり方ができないかどうかを、今現在検討させていただいているところでございます。

そういった活用方法によりまして、利便性が格段に上がるのではないかと思ってお

りますので、またいろいろ、様々な利便性の向上の部分をちょっと図っていきたいなと考えているところでございます。以上です。

○2番（入田伸介君）

鬼北町空き家活用移住定住支援事業の中で、町内にある空き家を借り上げて整備し、希望者に貸し出す再生物件活用事業というのがあるとお聞きしているのですけれども、これは家主から借り上げたものを町が整備して貸し出すというふうに理解しております。

この借り上げ、いかほどで借り上げて、いかほどの整備をするか、教えていただけますか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

いわゆるサブリース事業と言わせていただいておりますが、そちらにつきましては、今ほど御説明をいただいたとおり、個人の空き家さんを町で10年間借り上げさせていただいて、改修をさせていただき、その後、移住者等にお貸しをさせていただく、そういう事業になっております。

その際、お借りをする際にについて、貸していただく方についてお支払いをさせていただくという使用料というか、そういう部分は発生をしておりません。無償でお借りさせていただくと。それについて、町で改修をさせていただくという形になっております。

例えば、改修費が600万かかったといたしましたら、2分の1は国から交付がされます。残り300万を10年で割りまして、それを月額計算した部分を家賃設定をさせていただくというような形で運用をさせていただいているところでございますので、改修費が結構かかる物件につきましては、入居いただく方の家賃もちょっと上がってしまいますので、極力、査定というか、中を見させていただく中で、改修経費が少ない物件を選定させていただく中で、入居いただく方を広く活用いただくというようなことで運用をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

私、この再生物件活用事業のほうが効果的だと思っております。

今、課長御回答いただきましたように、結局、空き家対策も負担と恩恵のバランスだと思うのですけれども、修理費を、今の先ほど申し上げました補助金で賄うのではなく、今、課長がおっしゃったように、町がもう一括で修理して、まず最低限レベル、ラインはありますけれども、修理をしてあげて、それを町は貸し出すと。それで家賃として回収する。家主さんにはその間、例えば10年間ですか、10年間の間、実入りはありませんけれども、10年たったら全然使うことがなかった空き家がデラックスになって返ってくるわけですから、まずそういったところで10年間を御負担いただく。ただ、10年後には恩恵がある。そういうシステムを多用されたほうが補助金よりも効果があるのではないかと思うのですけれども、そのサブリース事業に関してあまり周知がなされていないような気はするのですけれど、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、年に二、三回、町内全域でサブリースとして物件をお貸しできる方はいらっしゃいませんかというようなことで、周知を図っているところではございますが、なかなかそれぞれの御事情もございまして、限られた物件、一応、応募をしていただることはございます。

ただ、耐震の問題でございますとか、改修経費等々が結構高額になる、そういう場合においては一旦御遠慮させていただくという中で、しっかり物件を見極めた中で、事業に活用させていただくというような方法で、現在やらせていただいております。

ただ、議員御指摘のとおり、もう少ししっかりと周知をしていく中で、10年後にはある程度改修がされた形で御自身の手元に戻ってくる、そういうメリットの部分をもう少ししっかりとアピールすれば、もう少し物件も出てくるのではないかと思いますので、そこら辺ももう少し改善を図りながら、周知に努めていきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、よろしいですか。

○2番（入田伸介君）

やっぱり、何度も言って申し訳ないのですけれども、そういういた、今、町の空き家対策のホームページを見ると、契約以降は町はタッチしませんというような文言が多々見えるものでして、そういういたところは上手に使っていただきまして、僕はこの再生活用のほうが、町の負担も家賃で回収できるわけですから少なくて済みますし、効果的だと考えております。御周知のほう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りませんか。

○2番（入田伸介君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で入田伸介議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第6、議案第42号、鬼北町多世代交流施設設置条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第42号、鬼北町多世代交流施設設置条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

北宇和高等学校の生徒の利便性の向上と交流人口の創出を目的として設置する多世代交流施設について、その適正な管理運用を図るため、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、鬼北町条例第17号、鬼北町多世代交流施設設置条例につきまして御説明をいたしますので、議案書の2ページをお開きください。

この条例は、北宇和高等学校生徒の通学利便性の向上と、交流による地域活性化を図ることを目的に設置する多世代交流施設について、設置条例を制定するものであります。

まず、第1条では、施設の設置について定めるもので、第2条では、施設の名称及び位置について規定をしております。

第3条では、多世代交流施設における事業内容等を規定し、第4条から第6条においては、利用における許可の要件並びに目的外利用禁止事項等を規定をするものです。第7条では、一般利用及び長期滞在利用となる高校生に係る利用の義務を規定し、第8条において、利用における許可の取消事項等を定めております。

第9条第1項では、施設の管理について指定管理とすることを規定し、同条第2項に、指定管理者の業務、第3項には、施設の適正管理義務、第4項には、使用料における読替規定を定めております。

第10条では、施設使用料及び使用料の減免規定を、第11条では、使用料の還付についてを定めており、使用料詳細につきましては、議案書5ページの別表のとおりとしております。

第12条及び第13条では、指定管理とした場合の利用料金の取扱い等について規定をしております。

第14条では、使用後における原状回復、議案書の4ページに移りまして、第15条及び第16条では、損害賠償の義務等を規定しております。

第17条は、委任について規定をするもので、この条例に定めるものほか、必要な事項は町長が別に定めることとしております。

次に、附則について御説明をいたします。

第1項は、施行期日について規定をするもので、この条例は公布の日から施行するとしており、第2項では、使用料における特例措置を規定するものです。

以上で、鬼北町条例第17号、鬼北町多世代交流施設設置条例の説明をいたします。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、鬼北町多世代交流施設設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第43号、北宇和高等学校教育寮設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第43号、北宇和高等学校教育寮設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

北宇和高等学校教育寮における入居要件に関する見直しに伴い、寮の適正な運営管理を図るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、鬼北町条例第18号、北宇和高等学校教育寮設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたしますので、議案書7ページをお開きください。

今回の改正につきましては、北宇和高等学校教育寮の適正運営を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、別途お配りをしております新旧対照表により御説明をいたします。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後案に掲げる規定に、下線で示すように改正をするものです。

第1条につきましては、入寮生徒要件である「県外公募による入学生徒及び」との規定を、「全国公募による入学生徒又は」に改めるものであります。

第5条につきましては、第1項において、「寮費として1月当たり4万円を徴収する」との規定を「寮費を徴収する」に改め、第2項において、改正後案のとおり、「1月当たり6万円を限度とし」と改めるものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

次に、附則について御説明をいたします。

第1項は、施行期日について規定をするもので、この条例は令和7年10月1日か

ら施行するとしており、第2項では、寮費における経過措置を規定するものです。

以上で、鬼北町条例第18号、北宇和高等学校教育寮設置条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（長尾慶太君）

1か月6万円を上限ということですが、その金額を一律4万円から上限6万円に変更した理由を教えていただけないでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきましたが、先に一般質問の中でも、高校寮の6年度決算の概要等について御報告をさせていただいたところではございますが、その中で、収支差額として三百四、五十万ほどのマイナス収支というような結果ではあったのではないかとおもいます。

今回、もし上限まで引き上げた中で、その金額を実費とした場合において計算をさせていただくと、その収支差額に見合う程度の金額が寮費として収入として見込まれるのではないかというような中で、5,000円刻みで試算をしていった中で、6万円程度を上限とするというのが、今後、均衡を図っていく上で妥当ではないかということで、今回、設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

上限の設定については理解いたしました。

今、補助金で1.5万円ほど補助を出しているかと思いますが、仮にその上限6万円に引き上げられた場合は、補助金の上限も引き上げる予定があるのかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど補助金の運用の仕方について御質問をいただきましたが、補助金につきましては要綱でその規定を決める中で運営をさせていただいておりまして、現在、1万5,000円というような形で設定をしております。

一応、担当課の考えといたしましては、段階的に寮費を引き上げさせていただき、その後、ニーズもありますし、今、近隣の市町自体が寮を準備しつつあるという部分もございますので、そういった県下の状況も見ながら、補助金額の限度額についてはそういった状況も見極める中で、慎重にまた検討はしたいと思っておりますが、現在のところ、引き上げる、引き下げる等についてはまだ検討したりということは、まだございません。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

タイミングとして、多世代交流施設が完成いたしますので、その経費というのが、やはりこれから先、またハウスマスターとか、管理費用というものが教育寮のときよりもまた増嵩するわけですから、今回、タイミングとして一律にしておかなければならぬという考え方がありました。

それと一番初めは、今日の今城議員さんの御質問もありましたように、ランニングコストとしてしっかりとそこの部分を把握せないかんと言いながらも、一方では全国募集でほかと区別化されたものを設定せないかんのに、一つは魅力として、これほど新品の寮だけれど安いですよというようなところも見せていかんといかんという内輪の事情もあったということでございますけれども、現在は来年度の多世代交流施設を合わせて42戸できるのですけども、3学年で割ると14です。その14人の募集というもの以上に、生徒さんが今のところ集まってきていただけそうな状況がありますので、その中で経費については行政負担として御理解いただく部分もあるのではないかなど私は思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、よろしいですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号、北宇和高等学校教育寮設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第44号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第44号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（山本雄大）

それでは、鬼北町条例第19号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書9ページをお開きください。

今回の改正につきましては、条立てで行っており、内閣府令の施行によるもので、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものです。

1 ページを御覧ください。

第1条は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

2 ページを御覧ください。

第6条第1項第1号は、家庭的保育事業者等と保育所等との連携を定めていますが、本条中に新設する第2項中で、本号に規定する支援の意味で、保育内容支援という言葉を用いることから、その定義のための規定を設けるものであります。

同項第3号では、現在の第2項以下の項を2項ずつ繰り下がることから、引用を改める改正となります。

第6条第1項の次には、第2項と第3項が加えられ、改正後の第2項と第3項では、家庭的保育事業者等が保育所等との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育内容に関する支援については、保育所等以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする改正をするものであります。

次に、3ページを御覧ください。

改正後の第4項と第5項では、家庭的保育事業者等が保育所等との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を要しないこととする改正であります。

次に、4ページを御覧ください。

附則第3条は、家庭的保育事業者等が連携する施設の確保が困難であっても、必要な支援が適切にできると町が認めた場合は、連携施設の確保を猶予する経過措置を5年間延長する改正であります。

続いて、第2条は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

6 ページを御覧ください。

第42条は、本条中に第2項及び第3項として項が新設され、現在の第2項以下の項が2項ずつ繰り下がることから、引用を改める改正を行っております。

7ページを御覧ください。

第42条第1項の次には、第2項及び第3項が新設され、特定地域型保育事業者が、保育所等との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所等以外の保育を提供する事業者から確保することも可能となる改正をするものであります。

8ページを御覧ください。

改正後の第4項と第5項は、代替保育に係る連携施設の設定については、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を要しないこととする改正であります。

9ページを御覧ください。

附則第5条は、特定地域型保育事業者が連携する施設の設定が進んでいない状況を踏まえ、連携施設の確保を猶予する経過措置を5年間延長する改正であります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書11ページを御覧ください。

附則について説明いたします。

附則、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上で、鬼北町条例第19号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号、鬼北町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第45号、鬼北町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

気象に関する注意報及び関係機関の名称に修正が必要なことから、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては危機管理課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○危機管理課長（東 英範君）

それでは、議案第45号、鬼北町条例第20号、鬼北町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

議案書12ページをお開きください。

この条例は、気象に関する注意報及び関係機関の名称に修正が必要なことから、条例の一部を改正するものであります。

それでは、別紙新旧対照表に沿って御説明いたします。

第13条は、気象に関する注意報の名称が変更されていることから、下線部分、「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には」を「次の各号のいずれかに該当したときは」に改め、第1号、強風注意報または乾燥注意報が発表されたとき、第2号、火災警報を発表したときを加え、第2項の下線部分を、「又は前項各号のいずれかに該当したときは」に改めるものです。

第14条は、関係機関の名称に修正が必要なことから、下線部分、「宇和島地区広

域事務組合消防署広見分署長、以下広見分署長」を「宇和島地区広域事務組合鬼北消防署長、以下鬼北消防署長」に改め、第15条、「広見分署長及び鬼北警察署長」を「鬼北消防署長及び宇和島警察署鬼北交番所長」に改めるものです。

議案書13ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、鬼北町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第46号、鬼北町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第46号、鬼北町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必

要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては建設課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○建設課長（佐子 司君）

それでは、鬼北町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

15ページをお開きください。

今回の改正は、国の政令の一部の改正に伴い、引用しています鬼北町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の条番号を修正のため、条例の一部を改正するものであります。

説明は、お配りしております別紙新旧対照表で行いますので、御覧いただきたいと思います。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正案の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正するものであります。

今回、第3条第6項中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改正しました。

議案書15ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第21号、鬼北町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、鬼北町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第47号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第47号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

災害時等において、他の水道事業者が指定した給水装置工事業者による給水装置工事の実施を可能にすることで、早期復旧及び被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○水道課長（二宮洋之君）

それでは、鬼北町条例第22号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、令和6年能登半島地震で、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が被害規模に対して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことなどにより業者確保が困難な状況になったことが要因とされています。

災害、その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管の早期復旧及び被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、ほかの水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保するため、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正するものです。

配付済みの新旧対照表により説明いたします。

第7条第1項の後にただし書を加えます。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長または他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない、を追加いたします。

議案第17ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する、とするものです。

以上で、鬼北町条例第22号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第48号、工事変更請負契約（鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事（建築工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第48号、工事変更請負契約（鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事（建築工事））の締結について、提案理由を説明いたします。

令和6年6月14日付請負契約を締結した鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事（建築工事）の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、工事名 鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事（建築工事）。

2、契約の金額 変更前2億7,610万円、変更後2億7,914万6,000円。

3、契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地の1。愛媛・スギモト特定建設工事共同企業体。代表者、愛媛建設株式会社。代表取締役、坂本信哉であります。

詳細につきましては町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○町民生活課長（山本雄大）

それでは、鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事（建築工事）変更請負契約の変更内容等について御説明いたします。

お配りしております資料を御覧ください。

主な変更は建築本体工事、屋外附帯工事の2項目でございます。

一つ目の建築本体工事は、電気盤収納部開き戸の追加、ステージ床仕上げの変更、遊戯室のバック幕の追加、乾式二重床の追加であります。

資料1となります。平面図を御覧ください。

電気盤収納部開き戸の増加につきましては、分電盤設置位置がスペースの中の奥のほうとなり、奥行きが深いため、安全性を考慮し、分電盤の壁面に木製の扉を設置するものです。

次に、同じく平面図、遊戯室の上側にあります可動ステージのステージ床仕上げにつきましては、ステージ床は塩ビシート仕様としておりましたが、遊戯室の床仕上げ

と同様にフローリング張りに変更したものです。

資料2をお開きください。

可動ステージの詳細図ですが、右上の構成部品の11番、フロア表面材をフローリングとしたものであります。

続きまして、遊戯室のバック幕につきましては、資料3、カーテン配置図を御覧ください。

当初、遊戸室ステージ後方の窓の遮光はロールスクリーンのみとしておりましたが、お遊戯会など行事の際の光の影響を考慮し、幅5.2メートル、高さ3.1メートルの幕を追加で設置したものであります。

次に、資料4をお開きください。

乾式二重床工事につきましては、床冷暖房パネル工事において、床冷暖房部分は冷暖房空気の流路確保のため二重床にしておりますが、冷暖房を施工していない図面左側の倉庫などの床についても、構造上、そのままでは床面の高さに段差が生じるため、二重床に変更とし、段差を解消としたものであります。

二つ目の屋外附帯工事は、場内舗装・補修、町営住宅側の擁壁延長、外構に係る電気工事であります。

資料5の外構工事配置図を御覧ください。

場内舗装・補修につきましては、場内の舗装は当初294平方メートルで計画していましたが、舗装の仕上がりや既設舗装との取り合わせを考慮し、170平方メートルを追加したことによるものです。

図面は、左下の小学校側の通路の部分となります。

同じく、資料5の図面上側、8番のところとなります。町道擁壁の増加につきましては、町道の勾配調整により、町営住宅側の擁壁の高さが不足するため、コンクリート擁壁を追加したもの及び園舎側の擁壁部分の補修によるものであります。

続きまして、外構にかかる電気工事の増加につきましては、当初、鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事（電気設備工事）の範囲として予定しておりましたが、外構に係る電気工事において、園舎本体の建設完了後に施工する必要があるため、工程及び施工の整合性を考慮し、建築工事の範囲に変更したものです。

図面は、資料6の街路灯器具図と、街路灯の位置は、資料7の園庭と駐車場部分に4本となります。インターホンにつきましては、資料8の2箇所となります。

工事請負費に関わる大きな工事変更箇所は以上の2項目であります、共通仮設、諸経費、消費税を含め全体で304万6,000円の増額となっております。

以上で設計変更の内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覚君）

この設計変更によって、完成の時期が当初の予定よりか遅れは出ないのかお聞きをしたいのと、もう1点、今、工事中ですが、全ての工事の完成をいつ見ているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（山本雄大）

完成の予定なのですけれど、工期的には令和7年10月31日と今なっておりますが、屋外での工事となっておりますので、天候の関係等もありますし、施工業者、それから管理を委託しております設計業者、それから町の担当と工程会議を定期的に開いております。

その中で、工程で工事期間が難しくなったりした場合は、またそこで協議を行っていくこととしております。以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覚君）

そうしたら、協議はされているということですが、何月何日までに完成をさせりといったような目安は立てないのやろうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（山本雄大）

今、10月31日まで工期になっておりますので、今の予定では、まだ工程会議の中で、屋外の工事となっておりますので、少し遅れたとしても年内というか、11月、年内には完成する予定で進んでおると思います。以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覚君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、工事変更請負契約（鬼北町立認定こども園ゆづっこ改築工事（建築工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第49号、鬼北町道路線の廃止について、日程第14、議案第50号、鬼北町道路線の認定について、以上2件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第49号、鬼北町道路線の廃止について、日程第14、議案第50号、鬼北町道路線の認定について、以上2件を一括議題とすることに決定いたしました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第49号、鬼北町道路線の廃止について、及び日程第14、議案第50号、鬼北町道路線の認定については、それぞれ関連がありますので、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町道路線の見直しに伴い、新規町道の編入等、変更の必要が生じたので、当該路線を廃止するとともに、新規町道の編入に当たり鬼北町道路線として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

廃止及び認定する路線の明細につきましては、建設課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○建設課長（佐子 司君）

それでは、議案第49号、鬼北町道路線の廃止について御説明をいたします。

お手元の議案第49号、資料を御参照していただきますようお願いいたします。

20ページをお開きください。路線認定明細書によりまして説明させていただきます。

今回、廃止といたします路線は1路線であり、町道認定申請による終点変更によるものであります。終点変更によるものでありますが、道路法の規定により、まず既認定路線を廃止し、再認定を行うこととなっておりますので、道路法第10条第3項に基づき路線の廃止を提案するものであります。

続きまして、議案第50号、鬼北町道路線の認定について御説明いたします。

22ページをお開きください。

今回認定といたしたい路線は2路線、新たに町道とするものが1路線、起終点の地番変更によるものが1路線であります。

新たに町道とするものにつきましては、山形線の1路線であり、鬼北町道路線の認定基準内規に基づき調査した結果、要件を満たしております。

奈良神社前3号線につきましては、新たに認定する路線との一部統合により、起終点地番の変更による認定を行うものであり、以上2路線につきまして、道路法第8条に基づき路線認定を提案するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 4 番（今城喜久生君）

質問というか、申し訳ありませんが、図面が小さくて場所が特定できません。線も特定できません。これを大きなものに次から変えてほしいと思います。どうですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

次回から、別紙としてもう1枚、拡大図をつけるようにいたします。

○ 4 番（今城喜久生君）

場所的には分かりますので、そこの部分の拡大図が欲しいのですよ。その道がどうなっているか、これは分からないです。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほどの図面の問題ですが、委員会の際に詳細な図面をおつけいたしますので、それで御説明をいたすことになろうかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○ 4 番（今城喜久生君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○ 5 番（兵頭 稔君）

この認定する分については、敷地幅とか延長とかいう数字が書いていないのですが、これは長さとか、そういうのは分からぬのですか。決まってないのですか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

道路幅、延長、その他詳細につきましては、委員会のほうで御説明するように資料を準備しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号及び議案第50号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号及び議案第50号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、13日から16日までの4日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、13日から16日までの4日間は休会することに決定いたしました。

なお、9月17日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長（山本博士君）

起立願います。

礼。

(午後 3 時 57 分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（9番）

鬼北町議会議員（10番）